

平成30年（2018年）3月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成30年3月1日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成30年3月1日（木）

応 招 議 員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

早退した議員

1 番 岡村哲雄

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	玉津武幸	総務課長	濱田多実博
財政課長	上野和彦	危機管理課長	水谷法夫
企画課長	宮原俊也	税務課長	上村 毅
住民課長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	石倉充能	建設課長	植地俊文
水道課長	上野隆志	海山総合支所長	玉津裕一
教育長	村島赳郎	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川賀夫	書 記	疇地啓太

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

13番 奥村武生 14番 東 清剛

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**家崎仁行議長**

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少し時間をいただきたいと思います。

本年2月8日に開催されました、全国町村議会議長会第69回定期総会におきまして、町村議会議員として15年以上の在職者として、瀧本攻議員に対する表彰が行われました。

本日ここに、表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、瀧本攻議員、前のほうへお願いいたします。

**家崎仁行議長**

表彰状 三重県紀北町 瀧本攻殿 貴方は町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたこと、その功績は、誠に顕著であります。よってここにこれを表彰致します。平成30年2月8日 全国町村議会議長会会長 櫻井正人（代読）

おめでとうございます。

( 拍 手 )

**家崎仁行議長**

以上で、表彰状の伝達式を終了します。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成30年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、1月、2月の町行事への参加及び議員活動、大変ご苦勞様でございました。

3月定例会は、本日から長期となりますが、健康には十分に留意されまして、慎重審議をお願いするところでございます。

また、町長以下、執行部の皆様方には、新年度予算の編成につきましては、本日、予定どおりに新年度予算を提案いただき、大変ご苦勞様でございました。

今議会は、新年度予算、補正予算など、それに加えて、町長の施政方針に及びます一般質問など、多岐にわたる事件を審議、質問を行う重要な定例会でございます。議員、執行部の皆様方の議事進行には、格別のご協力をお願い申し上げまして、定例会開会での挨拶とさせていただきます。

### **家崎仁行議長**

会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

脇議会事務局長。

### **脇俊明議会事務局長**

皆さん、おはようございます。

まず、平成30年3月紀北町議会定例会会期日程表でございます。

日程第1日、3月1日、木曜日、9時30分、本会議。開会、町政の一般説明、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明。一般質問の受付開始は午前8時30分からでございます。

第2日、3月2日、金曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託、一般質問の受付締切りは午後1時まででございます。

第3日、3月3日、土曜日、休会。休日。

第4日、3月4日、日曜日、休会。休日。

第5日、3月5日、月曜日、休会。常任委員会予定日。

第6日、3月6日、火曜日、休会。常任委員会予定日。

第7日、3月7日、水曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、3月8日、木曜日、休会。常任委員会予備日。

第9日、3月9日、金曜日、休会。中学校卒業式。

第10日、3月10日、土曜日、休会。休日。

第11日、3月11日、日曜日、休会。休日。

第12日、3月12日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第13日、3月13日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第14日、3月14日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第15日、3月15日、木曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第16日、3月16日、金曜日、休会。小学校卒業式。

第17日、3月17日、土曜日、休会。休日。

第18日、3月18日、日曜日、休会。休日。

第19日、3月19日、月曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

続きまして、平成30年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）でございます。

平成30年3月1日（木曜日）9時30分開議。

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 町政の一般説明

第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第7 議案第4号 紀北町農業委員会委員等定数条例

第8 議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

第9 議案第6号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第11 議案第8号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第12 議案第9号 紀北町集会所の指定管理者の指定について

第13 議案第10号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第8号）

第14 議案第11号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第15 議案第12号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

第16 議案第13号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

第17 議案第14号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）

第18 議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算

第19 議案第16号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

第20 議案第17号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

第21 議案第18号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

第22 議案第19号 平成30年度紀北町水道事業会計予算

以上でございます。

**家崎仁行議長**

これより日程に従い、議事に入ります。

---

**日程第1**

**家崎仁行議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

13番 奥村武生君

14番 東 清剛君

のご両名をご指名いたします。

---

**日程第2**

**家崎仁行議長**

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月1日から3月19日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月1日から3月19日までの19日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3

#### 家崎仁行議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月22日に議会運営委員会が開催され、3月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会に提案され、受理した案件は、諮問が1件、議案については、第4号から第19号までの合計17件となっております。

次に、3月定例会における一般質問通告書の受付は、本日、午前8時30分から午後5時までと、第2日目、3月2日、金曜日、午前8時30分から午後1時までとなります。

質問の趣旨は具体的に記載することとなっております。単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は、受理しないこともありますので、ご注意ください。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。

三重紀北消防組合議会は3月29日、木曜日、午前10時から開催され、紀北広域連合議会は、同日午後1時30分から開催されます。

また、荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月30日、金曜日、午前10時から開催されます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、村島教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、定例会中の行事であります。3月9日、金曜日は中学校の卒業式。3月16日、金曜日は小学校の卒業式であります。また、定例会終了後の3月22日、木曜日は、幼稚園の卒園式がそれぞれ開催されますので、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4

#### 家崎仁行議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

皆さん、おはようございます。

本日は議会定例会の開催要請させていただきましたところ、全員のご出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、指定金融機関の見直しについてでございます。

指定金融機関につきましては、株式会社 第三銀行を指定しておりますが、指定からおおむね3年ごとに見直しを行うこととしており、このたび、平成29年度末において、前回の見直し後3年を経過することから、前回同様、紀北町の指定金融機関及び収納代理金融機関に選定している金融機関のうち、町内に支店を有している株式会社 百五銀行、株式会社 第三銀行、紀北信用金庫、伊勢農業協同組合に対しまして、紀北町が希望する条件を提示し、指定金融機関への希望の有無と、条件について調査を行いました。

その結果、紀北町が提示する条件どおり指定を希望された金融機関のうち、株式会社 第三銀行を引き続き指定金融機関とすることになりましたので、ご報告をいたします。

以上、ご報告をいたしまして、3月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

#### **家崎仁行議長**

以上で、行政報告を終わります。

---

### **日程第5**

#### **家崎仁行議長**

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは、平成30年3月議会定例会の開会にあたりまして、私の町政経営に対する基本的な考えを明らかにするとともに、平成30年度予算案について、その概要を申し述べ、



議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は紀北町長に就任以来、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢のもと、住民の皆様との協働のまちづくりに取り組んでまいりました。

今後も同様の考えのもと、現場を重視し、紀北町の抱える課題の解決に全力を傾注し、町政の発展に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

まちづくりにつきましては、紀北町第2次総合計画の将来像である「みんなが元気！紀北町 ～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」を目指し、人・地域・産業・各種団体・活動など、すべてを元気にするまちづくり施策を進めてまいります。

特に、「健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となる」のもと、健康増進をこれまで以上に、また、積極的に推進し、町民の皆様が、生涯現役で元気に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、町内での発生が懸念される環境問題に対し、町・住民・事業者が一体となって取り組む姿勢を町内外に宣言する、「紀北町の環境に関する宣言」を制定するとともに、この宣言を規範として、環境に関する諸施策を展開し、先人が大切に守ってきた町内の自然景観や環境と調和のとれた生活や生業をみんなで築くまちづくりを進めてまいります。

さて、日本の経済情勢は、アベノミクスの推進によりまして、名目国内総生産は過去最大の549兆円に拡大し、企業収益も過去最高を記録している状況にあります。また、有効求人倍率は40年ぶりに高水準で、2%程度の賃上げが4年連続で実現するなど、経済の好循環が実現しつつあると言われております。

東海財務局津財務事務所は、昨年10月から今年1月の県内経済情勢を、個人消費の回復を受けて、前期の判断に盛り込んでいた「一部の弱さがみられる」との文言を除き、「回復している」とし、また、三重労働局は、「県内の有効求人倍率は引き続き高水準で推移している」として、着実に改善が進んでいると、それぞれ1月末に発表したところでございます。

一方、平成30年1月22日開会された、第196回国会における安倍晋三内閣総理大臣の施政方針演説では、日本経済の最大の課題は、少子高齢化の壁を乗り越え、潜在成長率を引き上げることであるとし、子育て、介護など、さまざまな事情を抱える皆さんが、意欲を持って働くことができる。

誰もがその能力を發揮できる。柔軟な労働制度へと抜本的に改革する「働き方改革」、質の高い教育を受けやすくすることで、個人の能力を高める「人づくり改革」、I o T・

ビッグデータ・人工知能による産業構造、就業構造変革などを進める「生産性革命」、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ日本全体の活力を上げる「地方創生」の実行に決意を述べられております。

地方においては、いまだ厳しい経済状況が続いておりますが、町を取り巻く情勢の変化や国の方針を踏まえ、こうした動きを的確かつ柔軟に町の施策に反映し、関連支援等の導入を積極的に図りながら、安全・安心対策、町民の健康増進、産業の振興、子育て教育の充実、社会基盤の整備などをより効果的にスピード感を持って進めてまいります。

去年は、福岡県・大分県を中心とする九州北部で発生した「九州北部豪雨」のほか、台風の襲来や震度5強を超える地震も全国各地で発生し、甚大な被害をもたらしました。

本町におきましても、10月に襲来した台風21号の豪雨や暴風により大きな被害が発生いたしました。今後も自然災害を常に意識した防災体制のさらなる強化を進めてまいります。

地震・津波・台風・豪雨などの自然災害を避けて通ることができない地域で生活している我々は、ともに力を合わせてこれらの災害に立ち向かわなければなりません。そのためには日頃の訓練や準備を怠ることなく、町民の皆様と力を結集して対策を進めてまいります。

本年2月9日から25日まで、お隣の国、大韓民国の平昌で、「第23回オリンピック冬季競技大会」が開催されたところでございます。日本人選手はもとより外国人選手の活躍も含め、多くの感動をいただきました。

今月9日からは、「2018平昌冬季パラリンピック大会」が開催されます。スポーツは世代の違いや障害のあるなしを越えて、すべての人が楽しめるもの、人々に感動を与えるものでございます。

2020年の東京オリンピック、パラリンピック競技大会まで2年6カ月あまりで、三重県で開催される第76回国民体育大会「三重とこわか国体」まで、3年6カ月あまりとなりました。

国民体育大会では、正式競技の「ソフトボール少年女子」、公開競技の「グラウンドゴルフ」、また、全国障害者スポーツ大会のソフトボール競技も本町で開催されるところでございます。

これらの大会には、町民総参加でおもてなしの心を持って、全国から訪れる方々を温かく迎え入れ、深い感動と大きな満足感を共有できる大会にしたいと考えております。大会

の開催を機に、これまで以上に町民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して、町民の健康増進と体力向上を図り、人と人との交流や絆づくりを図ってまいります。

本年2月には、「第76回国民体育大会紀北町準備委員会」を設置いたしました。本年夏頃には、「第76回国民体育大会紀北町実行委員会」を立ち上げ、町民の皆様、スポーツ団体の皆様のお力を得て準備を進め、大会運営に万全を期してまいりたいと考えております。

さて、平成30年は、明治元年から起算して満150年にあたります。

明治期においては、議会政治の導入、郵便制度の施行、義務教育の導入、技術革新と産業化の推進など、多岐にわたる近代化への取り組みが行われました。

このような新制度の導入や改革などを進めた明治の精神に学び、日々の暮らしの中で「気付きと改善」の気持ちを常に持ち、より高い目標に挑戦する、ステップアップの年として、これまで以上に住民の皆様への立場に立ち、住民の皆様と真摯に向き合い、住民の皆様の声に耳を傾け、機を逃すことなくタイミングとバランス感覚を重視して、まちづくりを進めてまいります。

また、昨年度スタートした「紀北町第2次総合計画」の将来像、「みんなが元気！紀北町」を目指し、前期基本計画に掲げた4つの重点プロジェクトを中心として、積極的かつ計画的に主要施策の推進を図ってまいります。

国は、平成30年度予算について、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進するとしております。

『第一の矢である「名目GDP 600兆円」に向けましては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革などにより経済の好循環を確かなものにする。第二の矢は、「希望出生率 1.8」、第三の矢は、「介護離職ゼロ」に向け、子育て・介護の環境整備等の取り組み、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進める。』としております。

『また、予算編成にあたっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進める。』といたしております。

このような方針に基づき編成された、平成30年度国の一般会計予算の総額は、97兆7,128億円で、前年度当初比0.3%、2,581億円の増となり6年連続過去最大を更新しているところ

ろでございます。

地方財政等につきましては、地方税収39兆4,294億円を見込み、不足分を補う地方交付税の総額は、16兆85億円で、前年度当初比2.0%、3,213億円の減となり、財源不足を補てんするための臨時財政対策債発行額は、1.5%減の3兆9,865億円で、交付税の減額は6年連続となりました。また、自治体の貯金にあたる基金残高の増加を理由とする交付税の抑制は見送られたところでございます。

また、地方創生推進交付金は3年連続で1,000億円計上され、地方予算と合わせた事業費ベースで、2,000億円、「一億総活躍社会」関連では、「人づくり革命」、「生産性革命」への配分を優先した予算となっております。

平成30年度当初予算につきましては、紀北町第2次総合計画・前期基本計画を踏まえ、まずは、厳しい財政状況や様々な社会情勢の変化を認識した上で、将来にわたり財政の健全性の維持に努めながらも、新たな住民ニーズへの対応や、本町の将来を見据えた重要な課題に取り組んでいくこととし、紀北町第2次総合計画・前期基本計画の4つの重点プロジェクトを推進するとともに、「社会教育施設」や「し尿処理施設」の整備のほか、町道の整備などの身近な生活環境に対応する必要不可欠な事業に加え、地域への経済効果を高めるソフト的な取り組みについても、取り組みを進めていくことといたしております。

これらを基本として予算編成を行った結果、本町の平成30年度一般会計当初予算の総額は104億987万1,000円となり、2年続けての100億円を超える積極的な予算となっており、投資的経費につきましても、2年連続で20億円を超えるものとなっております。

また、国民健康保険事業会計が24億1,297万1,000円、介護サービス事業特別会計が、1億9,108万1,000円、後期高齢者医療特別会計が、5億7,792万6,000円、水道事業会計が、支出ベースで7億7,496万3,000円となっており、一般会計を含めた全会計の予算額は、143億6,681万2,000円となっているところでございます。

平成30年度における、紀北町第2次総合計画・前期基本計画の4つの重点プロジェクトの取り組みについてであります。まず、「安全・安心」のまちプロジェクトの取り組みについては、「安全・安心」をテーマに、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

迫りくる地震・津波・台風・豪雨などの自然災害の危機に対応した、日頃の訓練と備えを怠ることなく継続することが大切であり、様々な災害に対応した訓練の実施や避難路・

避難所の整備、自主防災会・自治会・事業所・各種団体等との連携を一層密にし、被災時はもとより復旧・復興時の対策に向けた体制整備を図ってまいります。

消火活動や救急・救助活動の拠点となる消防庁舎につきまして、平成28年度の海山消防署移転整備に続き、紀伊長島消防署を加田地区の紀伊長島リサイクルセンター隣接用地に、移転整備を進めてまいります。

また、引き続き、三浦及び矢口浦地区の海岸保全施設の整備、トンネル・橋梁の長寿命化、町道・河川の整備や、橋りょう・水道施設の耐震化、雨水排水対策への取組みのほか、防災行政無線のデジタル化及び全国瞬時警報システムの更新にも着手してまいります。

これらの対策に加え、地域防災計画に基づき、児童生徒を含めた全町民に対して、防災教育や防災意識を高める啓発活動などを積極的に実施することで、地域における防災体制の強化を一層進めてまいります。

さらには、武力攻撃、大規模テロ等から町民の生命、身体及び財産を守るため、町民の避難、救助、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を、的確かつ迅速に実施することを目的として策定した「紀北町国民保護計画」の抜本的な見直しを行ってまいります。

次に、「健康増進・生涯現役」のまちプロジェクトの取り組みにつきましては、「健康増進・生涯現役」をテーマに、生涯現役で元気に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

住民・事業者が一体となり、健康の保持や体力の維持を図る「ちょい減らし +10チャレンジ」や「きほく活活体操」、「健康ウォーキング」など、健康づくり活動をひろげてまいります。

また、生活習慣病予防や健康寿命の延伸を図るためには、住民自ら自分の健康状態を自覚することが重要であることから、国保特定健診及び一部のがん検診の無料化実施などのほか、「みんなでいこか！総合けんしん」の充実を図るとともに、受診者の負担軽減と利便性の向上を図ることによりまして、各種健診の受診を積極的に促してまいります。

さらには、加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態となるフレイルの対策として、健康診査や検診、健康教育・相談などの保健事業を充実してまいります。

また、昨年整備いたしました、「紀北健康センター」等を有効に活用し、健康・体力維持を目的とした運動を生活の一部として、習慣化する事業などを展開してまいります。

次に、「にぎわい・交流」のまちプロジェクトの取り組みにつきましては、「にぎわい・交流」をテーマに、地域がにぎわい、人が交流するまちづくりを進めてまいります。

紀北町の伝統的基幹産業であります、農林水産業の生活基盤の安定を図るため、農業に

つきましては、農業者と連携し、「農村見守り支援員」による追い払いなどのパトロールの拡充をはじめ、さらなる獣害対策をすすめるとともに、新規就農者への支援、農地の集積や基盤整備、高収益作物への転換などを図ることによりまして、営農意欲を高め農地の有効利用、農業所得の向上につなげてまいります。

林業につきましては、「森林組合おわせ」と連携し、山元への利益の還元に視点を置いた施業の集約化などの「川上の対策」、昨年3月に「日本農業遺産」に認定された尾鷲ヒノキ林業システムの高い評価を活かしながら、林業関係団体が行う森林認証の取得や、「尾鷲ヒノキ」のさらなるブランド化などを支援することによりまして、尾鷲ヒノキ材の新たな活用や販路拡大などの「川下の対策」を進めてまいります。

水産業につきましては、漁業協同組合が中心となって策定された、漁業者の所得向上のための「浜の活力再生プラン」に基づき、イセエビ増殖礁の設置や、アオサ漁場の試験的整備、ふるさと納税を財源に沿岸の藻場の再生など、漁業者の出漁意欲向上に資する、沿岸漁場の整備に努めるほか、漁業協同組合と連携し、共同利用施設の修繕など、漁業者の就労環境の改善を進めてまいります。

また、「夏の三大祭」や3年目となる「三重 紀北 SEA TO SUMMIT」の開催、各地域で開催されている「市」や「イベント」等への支援を引き続き行うとともに、農林水産業と連携した体験型観光、スポーツ合宿・大会等のスポーツ交流の充実を図り、他地域の方々の交流の拡大、メディアを通じた町のPR、農林水産物などの消費拡大等を進めてまいります。

さらには、都市部等からの移住希望者に対しまして、空き家バンクの充実を図るなどの多様な受入体制の整備を進め、移住先として選ばれる地域を目指してまいります。

次に、「子育て・教育」のまちプロジェクトの取り組みにつきましては、「子育て・教育」をテーマに、子どもを安心して産み育てることができるまちづくりを進めてまいります。

子どもを産み育てやすい環境の整備に向けて、子育て世帯への情報の提供、放課後児童対策、ひとり親家庭・障がい児を持つ家庭等への支援の充実を図ってまいります。

引き続き、子ども医療費の助成を行うとともに、他市町の動向や医師会の方針等を踏まえまして、子ども医療費の窓口無料化の実施に向け対応を進めてまいります。

また、第3子以降の保育所・幼稚園の保育料や給食費の無料化、小学校入学対象者への学用品の支給に加え、放課後児童クラブ利用者支援の充実を図るなど、子育て世帯への経

済的負担の軽減を進めてまいります。

また、変化の激しい社会を心豊かに、たくましく生き抜いていく基盤となる力を育成するとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身共に健康な住民の育成を推進することを目的とした、「紀北町教育大綱」の考え方に沿った事業を引き続き実施してまいります。

特に、グローバル化への対応として、小学生から「英語教育の充実」を図るため、ALTを増やすとともに、英語教材の整備や教員の研修活動の充実を図ってまいります。さらには、子どもの遊び場でもある公園の整備、読書活動の促進、小・中学校の施設設備の充実を図るとともに、郷土学習・農林水産業と連携した体験学習の充実、紀伊長島地区学校給食センターの整備、地元食材を活かした給食の提供、スポーツや運動を通じた健全育成を図ってまいります。

地方創生につきましては、総合計画との連携をとりつつ、「紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標である、「元気な地域づくり」、「住みたくなる地域づくり」、「産み育てたくなる地域づくり」、「ずっと暮らせる地域づくり」の実現に向け、取り組みを進めてまいります。

それでは、平成30年度の主な施策の概要について、紀北町第2次総合計画・前期基本計画の5つの基本目標に沿って申し上げます。

まずは、基本目標1つ目の「ずっと暮らせる安全・快適なまち」についてであります。

南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率が70%とされておりましたが、先ごろ発生確率が70%から80%と引き上げられました。防災・減災対策はますます重要な施策となっており、引き続き重点的に進めてまいります。

東日本大震災以降、自助、共助、公助の連携のもと、自主防災会からの緊急の要望を中心に、できるものから積極的に事業を実施してまいりました。今後も、自主防災会や自治会からの要望につきましては、適宜適切に対応することといたしておりまして、引き続き、津波避難路や避難誘導灯の整備、防災倉庫の設置などを進めてまいります。

これら第1ステージに位置付ける事業に加え、さらに第2ステージとして、津波浸水域外への消防庁舎の移転事業を進めておりまして、紀伊長島消防署の加田地区への移転を行い、地域住民の方々の安全・安心の確保を図ってまいります。

また、共助の要となる、自主防災会活動の一層の活性化を図るため、自主防災会活動支援補助金を継続するとともに、消防団の装備充実などを進め、地域防災力の強化を図って

まいります。

本町の防災アドバイザーである、三重大学の川口淳准教授をはじめとする、産官学連携による地域防災支援事業に取り組み、自主防災会等と連携のうえ、地域の特性を踏まえた避難行動や、様々な被害を想定した防災訓練を実施するとともに、防災講演会、研修会等の開催、児童・生徒へのタウンウォッチングなどを通じた防災教育を推進し、防災意識の一層の高揚を図ってまいります。

また、引き続き食料などの備蓄品や、大規模災害時に重要となる指定避難所対策として、発電機、投光器などの資機材や防災倉庫の整備を図ってまいります。

台風や大雨などの自然災害や火災、救急業務への対策であります。三重紀北消防組合や消防団との連携強化や、被害軽減のための早期避難、情報伝達手段の充実、防災行政無線のデジタル化に着手するとともに、行政放送番組の活用などに加え、雨水排水対策や水防対応の強化などへの取り組みを推進してまいります。

次に、海岸保全施設整備事業では、三浦漁港海岸においては、古戸川水門工事に引き続き、堤防本体工事を行い、矢口漁港海岸におきましては、平成30年度から新たに町単独事業を導入することによりまして、両事業の早期完成に努めてまいります。

鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊地については、県により計画された谷止工4基の内、3基が完成し、現在4基目を施工中でございます。

また、国により、谷止工1基、スリットダム2基、床固工1基が設置されたところでございます。鍛冶屋又官行造林地については、引き続き切れ目のない対策やスリットダム等の適切な維持管理を、国、県、町の3者協議により進めてまいります。

また、人家等への倒木による被害を予防するため、自治会などが行う人家裏危険木伐採事業への補助や流れ木による河川下流域、海域への被害の軽減を図るため、河川周辺立枯れ木整備事業を引き続き行ってまいります。町内の水害や土砂災害を未然に防止するため関係機関と連携のもと、河川改修や河口閉塞防止、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を推進してまいります。

また、津波浸水被害を防止・軽減するため、防潮堤などの改修整備に努める中で、土石流対策におきましては、県砂防事業といたしまして、海山地区の「矢口浦・寺ノ谷川」と紀伊長島地区の「三浦・オカ谷」の砂防工事が引き続き計画されております。

また、新たに片上、三戸、此ヶ野、大野内地区の砂防堰堤の埋塞土砂撤去が計画されております。



急傾斜地崩壊対策では、県事業といたしまして、紀伊長島地区「松本・新町地区」と「西町地区」における法面对策工事が引き続き計画されております。また、海山地区におきましては、新たな箇所要望を行ってまいります。

河川対策では、県河川事業といたしまして、引き続き「銚子川・赤羽川」の堆積土砂の撤去が計画されております。町管理河川の整備におきましては、海山地区においては、新たに、「準用河川風呂の谷川」、「準用河川西谷川」の河川維持工事、紀伊長島地区におきましては、「準用河川保谷川」の土砂撤去を実施してまいります。

港湾・海岸整備におきましては、県事業といたしまして、長島港の「江ノ浦大橋耐震化工事」や中ノ島地区での「高潮対策工事」が引き続き計画されております。引本港では、「船津川・銚子川」の河口閉塞に向け、河口掘削が引き続き計画されており、併せて、「高浜海岸」の浸食について、対応を求めてまいります。

交通安全施設整備事業では、町事業で海山地区の「沖見1号線他1路線防護柵設置事業」と紀伊長島地区の「永長線区画線設置事業」の実施を始め、町内一円の交通安全施設対策事業を推進してまいります。

地籍調査事業では、海山地区の「鯨地区」地籍調査を引き続き実施し、円滑な土地取引及び災害時の早期復旧などに寄与するために、今後も国土調査法に基づき、引き続き計画的に事業を推進してまいります。

道路・交通網においては、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤で、本町の道路網は、紀勢自動車道、国道42号、国道260号、国道422号の基盤道路のほか、県道10路線、町道1,013路線がそれぞれ機能をもち、産業活動や住民生活を支える基盤となっております。今後も住民生活の利便性・安全性の向上など、幹線道路の整備を促進してまいります。

県の道路事業では、紀伊長島地区の「国道422号下地・志子地区」及び「長島港古里線」、海山地区の「矢口浦上里線」及び「県道海山尾鷲港線小山浦地区」の道路改良事業が引き続き計画されております。

町の道路事業では、海山地区の「相賀桜町2号線」の道路整備を引き続き実施するとともに、新たに「馬瀬1号線」他3事業の道路整備及び「小山下ノ川3号線他1路線」の道路舗装を実施してまいります。紀伊長島地区では、引き続き「井の島山本5号線」他1事業の道路整備及び「町道大瀬線他1路線」の道路舗装を実施するとともに、新たに「呼崎15号線」他3事業の道路整備及び「赤羽大内山線」他1事業の道路舗装を実施してまいり

ます。

さらに、県事業では、海山地区の「県道須賀利港相賀停車場線（相賀橋）」の橋梁耐震事業が進められています。

町事業では、橋梁長寿命化計画に基づきまして、新たに海山地区の「松原橋」、紀伊長島地区の「音原橋」の長寿命化修繕工事及び耐震化工事を実施してまいります。

また、トンネル長寿命化計画に基づきまして、海山地区の「白浦トンネル」の修繕工事を引き続き実施してまいります。

町営住宅管理事業では、公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、引き続き、海山地区の「あけぼの団地A棟」の修繕工事と、新たに「あけぼの団地B棟」の修繕工事を実施してまいります。老朽化した町営住宅につきましては、「中ノ島団地」他1団地で2棟の取り壊しを実施しております。

また、全国的にも問題となっている適正に管理されていない空家等について、適正に管理されるよう指導等を行うとともに、生活環境の保全を図るため、危険な空家等への計画を策定し、対策に取り組んでまいります。

水道事業では、安全・安心な水の安定供給を図るため、老朽管の耐震管への布設替えや設備の更新、沖見低区配水池への緊急遮断弁の設置などに取り組むとともに、良好な水源の保持・確保のために、水質検査を引き続き実施してまいります。

また、水道事業基本計画及び管路更新整備計画に基づきまして、計画的・効率的に事業を推進し、健全な事業運営に努めてまいります。

環境衛生対策では、廃棄物の発生を抑制し、有用な廃棄物を資源化することで、環境負荷の少ない、持続可能な社会づくりに取り組むとともに、安定的に廃棄物処理をしていく必要があります。そのため、ごみ固形燃料化施設によるごみ処理を継続しながら、将来のごみ処理が停滞しないよう、東紀州5市町による、広域ごみ処理施設整備を目指してまいります。

ごみ減量及びごみ資源化の取り組みといたしましては、資源ごみステーションを増設していくことで、ごみを資源に分別していく環境を改善していくとともに、ごみ減量化と資源ごみの分別の必要性を、町広報や看板等で啓発し、ごみの排出抑制、リサイクルを進めてまいります。

生活排水処理では、合併処理浄化槽の普及・促進に努め、設置に対して引き続き支援を行い、汲み取り便槽や単独処理浄化槽からの転換を進めることで、公共用水域の水質保全

に努めていくとともに、老朽化したし尿処理施設の改修を行ってまいります。

また、豊かな自然環境や住民の生活環境を守るため、水質調査、大気環境調査による環境変化の監視に努めるとともに、不法投棄を防止するための啓発看板設置等のほか、環境パトロールを強化してまいります。

公共交通については、地域の路線バスの利用を促進することにより、その存続を図るため、高校生バス定期補助を新設してまいります。また、空白地対策及び既存路線の改善のため、自主運行バスの試験運行を実施してまいります。

次に、基本目標2つ目の「やさしさを支え合う健康・福祉のまち」についてでございます。

少子・高齢化が進行する中、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育て世帯の孤立化や育児不安などの問題が年々増加傾向にあります。少子化対策といたしまして、「安心して子どもを生み、健やかに育むまちづくり」の基本理念のもと、家庭と地域が子育てをする力を高めていく環境づくりを推進してまいります。

既設の保育所はもとより、地域における子育て支援策として、引き続き、子育て支援センターや、放課後児童クラブの運営に対する支援を実施してまいります。さらに、放課後児童クラブでは、夏季休暇中のみ、重度障がい児の受け入れ態勢を図るとともに、ひとり親世帯、障がい児を持つ世帯の利用料減免の拡充を実施し、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、保育園や幼稚園における保育料の軽減、3人目以降の小学校、中学校、幼稚園の給食費の無料化を実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を引き続き実施してまいります。

18歳到達後の3月までの入院と15歳到達の3月までの通院に対する、子ども医療費の助成につきましては、引き続き実施していくとともに、窓口無料化の実施に向け対応を進めてまいります。

また、義務教育初年度にあたる小学校入学時の新入学用品の現物支給についても、引き続き実施するとともに、これまで中学校入学後に支給しておりました、就学援助費の新入学用品費について、中学校入学前に支給し、子育てを応援してまいります。

また、子育て世代が、安心して子どもを産み育てるために必要となる情報を、一元的にお知らせするために構築した、「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のポータルサイト「きほくファミラボ」の情報更新に努め、より有意義なサイトの運営を図ってまいります。

高齢者福祉施策では、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる体制を構築し、高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

また、高齢者の見守り対策といたしまして、緊急通報装置の設置、配食サービス、救急医療情報キットの配布・更新等を継続するとともに、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」によりまして、民生委員や地域包括支援センター等の連携による、「地域での見守り活動」や、健康保持への活動の推進により、高齢者の地域での生活と安全対策をより図ってまいります。

次に、町立老人ホーム赤羽寮では、昨年5月に赤羽寮改善委員会を立ち上げ、利用者が安全安心に快適に暮らせることはもちろんのこと、利用者・職員全員が笑顔の絶えることのない安らぎと温もりのある“住まい”としての施設づくりを進めることを目標に取り組んでおります。平成30年度では、自分らしくプライバシーを確保した暮らしが出来るように、プライベート化等の施設改修を実施してまいります。

障がい者福祉施策では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練等給付事業等をはじめ、じん臓機能障害による人工透析などの通院に要する経済的負担を軽減するための助成を引き続き実施してまいります。

次に、町民の皆様の健康づくり事業につきましては、生活習慣病などの予防のため、「ちょい減らし +10」を合言葉に、食生活の改善と運動習慣の定着をめざして、町民の皆様が健康づくりに取り組んでもらえるよう、引き続き努めてまいります。すでに平成28年度から、食事・運動の両面に応じて、町民が個々に応じた目標を立て、実践できたかどうかを記録しながら定着を図る、「ちょい減らし+10チャレンジ」事業を実施しておりますが、今後、さらに幅広い年齢層で、できるだけ多くの方々に継続して参加してもらえよう、より一層推進してまいります。

さらに、紀北町オリジナル健康体操の「きほく活活体操」、健康ウォーキングについても、運動の質の向上を目指して、あらゆる機会をとらえて定着を図るとともに、昨年11月に、相賀本地地区にオープンいたしました紀北健康センターは、屋内温水プール、トレーニングルーム、フィットネスルームを備えており、これらの施設を活用した健康づくりなど、指定管理者と連携し、町民の皆様の健康増進・体力向上と競技力の向上に繋げてまいります。

また、集会所等に地域の方々が集い、運動を生活に取り入れる「はつらつクラブ」や個人個人の体力の現状を知る、「町民体力測定」の開催、健康スポーツクラブの講座の充実などによりまして、健康意識の向上や健康づくり・体力の維持増進に努めてまいります。

各種がん検診事業では、国が推奨しているがん検診は、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診と定められており、これらすべてを無料にすることで、より受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療に努めてまいります。

さらに、受診者の利便性を図るために、特定健康診査と各種がん検診等のすべての健診を一日で受診できる、「みんなでいこか！総合けんしん」についても、引き続き実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的役割を担うこととなりますが、住民の皆さんにできるだけ負担がかからないよう、高騰する医療費の適正化に向け、医師会等との連携のもと疾病重症化予防策を講じる等、保健事業を積極的に展開してまいります。

次に、基本目標3つ目の「魅力と活力ある産業のまち」についてであります。

農業振興施策におきましては、安定的な利水ができるよう、一般土地改良事業などにより、農業用水路や揚水機などの農業生産基盤施設の適正な維持管理に努めてまいります。

県営事業では、県営ため池等整備事業において、原池の耐震改修を進めるとともに、県営中山間地域総合整備事業を引き続き進めるために、農村振興基本計画を策定してまいります。

これらと併せて、土地改良施設維持管理適正化事業、農地防災事業などにより、町内6カ所の排水機場の適正な維持管理を図ってまいります。

また、人・農地プラン事業による新規就農者への支援をはじめ、農地中間管理機構を活用した、農地の借り手と貸し手に対する支援、日本型直接支払制度による、農業の多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対する支援を引き続き行い、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

有害鳥獣対策では、引き続き、猟友会と連携を図り、農作物などに被害を与えている、有害鳥獣の適切な駆除や、農村見守り支援員による、追払いなどのパトロールの拡充を図るとともに、獣害防止用のために設置する電気柵などの資材費用の助成や国の制度を活用しながら、鳥獣害防止総合対策事業を推進し、営農意欲減退の抑止に努めてまいります。

林業振興施策では、国が打ち出している、「林業の成長産業化」の実現に向け、供給元

である「川上の整備」、需要先である「川下の整備」の観点から施策を引き続き行ってまいります。

「川上の整備」では、森林組合おわせなどの林業関係団体と連携し、木材や木質バイオマスの集積拠点となる、中間土場の整備を行うとともに、国、県の補助制度を活用した、施業の集約化の促進、路網整備、高性能林業機械の導入を図り、森林資源の循環利用の促進を図ってまいります。

町有林造成事業では、従来型造林の手法に加え、効率的な町有林経営の観点から、低コスト造林による再生林にも努めてまいります。

森林組合おわせを中心とした、「民間委託方式」により、計画的な事業量を確保することで、林業技術の伝承や雇用の創出を図りながら、適正な町有林の管理に努めてまいります。

また、既存の町管理林道や作業道におきましては、林道・治山関係事業での維持修繕をはじめ、林道安全対策管理助成事業によりまして、森林組合おわせが管理する林道の修繕などに補助を行うとともに、老朽化に伴う林道江竜線江竜橋架替事業を進めてまいります。

「川下の整備」では、昨年3月の尾鷲ヒノキ林業の日本農業遺産への認定や、伊勢志摩サミット首脳会議用円卓への尾鷲ヒノキ材採用を契機とした、尾鷲ヒノキ販売戦略の構築から関係団体と連携を図り、森林組合おわせをはじめとした、林業関係団体が行う森林認証取得促進事業、尾鷲ヒノキブランド戦略推進事業に支援を行い、木材関連産業の活性化を図ってまいります。

また、町内での地域産材の利用促進、木材関連事業のさらなる展開に対する支援の観点から町内の製材所から出荷された、地域産材を使用した住宅等に対する補助を引き続き行ってまいります。

水産業振興施策では、三重外湾漁業協同組合紀州支所、海野漁業協同組合が中心となって策定した、「浜の活力再生プラン」によりまして、種苗放流や漁場整備による、水産資源の増殖や、漁業近代化資金利子補給による漁業経営の改善、各漁協施設の修繕などへの支援、外国人漁業研修生受入対策による担い手確保など、多方面から地域水産産業を支援してまいります。

また、イセエビの増殖を目的とした効果的な漁場整備を進めるため、引き続き、沿岸漁場整備事業を進め、アオサ漁場の整備についても、試験的に取り組んでまいります。

漁協施設の修繕等につきましては、水産物の安心・安全の観点から進めている、長島港

魚市場における衛生化の対策、引本湾の養殖共同利用施設や上架施設等、6箇所の修繕に取り組んでまいります。

町沿岸の磯焼け対策といたしまして、ふるさと納税を財源とした藻場再生事業を創設し、町内の藻場の再生に取り組み、引き続き、県営海女漁業等環境基盤整備事業によりまして、紀伊長島地区諏訪の浜沖合におきまして、藻場造成に取り組み、アワビやイセエビの生息場の確保、稚魚の成育場の保全に努めてまいります。

これらの取り組みと連動させ、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者自らが行う藻場の食害生物の駆除や、漁場環境の保全活動を支援し、効率的に漁場の再生を進めてまいります。同時に、内水面におきましては、銚子川環境保全会が取り組む、河川環境の保全活動を支援してまいります。

三重外湾漁業協同組合紀州支所、紀伊長島水産加工業協同組合をはじめ、水産関連団体が参画する長島地区産地協議会と連携し、水産物の衛生化に取り組むとともに、漁獲物の地域内消費を増大させるために、魚食普及や地産地消の取り組みを推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

さらに、漁港管理事業では、町内の5つの漁港の漁業生産基盤施設の維持管理を行うとともに、引き続き島勝漁港、白浦漁港の陸閘の動力化事業、高潮対策といたしまして、海野地区宮前川河口部の樋門整備事業に取り組んでまいります。

商工業の振興では、町内の小規模事業者への支援として、「みえ熊野古道商工会」が実施する事業に対する助成や、小規模事業者の経営の安定と改善のため実施している、小規模事業者経営改善資金に対する利子補給を引き続き行い、新たに、創業保障制度への保証料補助を実施してまいります。

また、地域の総合的な活性化を推進する取り組みといたしまして、住宅リフォームを促進することによりまして、住環境を向上するとともに、地域経済を活性化するため、住宅リフォームに対する補助を新設してまいります。

物産振興事業では、昨年度設立した、「紀北町ブランド推進協議会」の活動を支援し、地域産品の高付加価値化を進め、また、大型ショッピングモールなどでの物産PRにも引き続き努めてまいります。

紀北町ふるさと納税につきましては、寄附金を地域の活性化施策などに有効活用するとともに、ご寄附いただいた方とのつながりを大切にし、ふるさと納税を引き続き推進してまいります。また、特産品の返礼などが、地域経済の活性化につながることへの期待が高

まっております。ふるさと納税制度の適正な運用を図りつつ、地域特産品の販路拡大など地域経済の活性化に努めてまいります。

さらに、「始神テラス」への「観光案内人」の設置を継続し、まちなかへの誘客を進めるとともに、両道の駅と連携し、入込客の増加を目指すほか、道の駅「海山」の施設の一部改修を実施するとともに、「年末きいながしま港市」をはじめ、「海・山こだわり市」などの物産販売イベントへの支援を引き続き行い、町内産品の消費拡大につなげてまいります。

次に、観光振興施策では、紀北町を目的地としてもらえるよう、町のさらなる魅力アップを進めるとともに、常に新しい情報の発信や話題性のあるイベント等によりまして、紀北町をPRしていくため、PR用テレビ・ラジオ番組の制作、観光協会への観光振興PR活動事業や、紀北町魅力アップキャンペーン事業に対する支援を引き続き実施してまいります。

過去2回開催しました「三重 紀北 SEA TO SUMMIT」には、県内外から多くの方に訪れていただきました。第3回目の「三重 紀北 SEA TO SUMMIT」の開催とともに、「ジャパンエコトラック」のルートの登録も含め、紀北町の「海」・「山」・「川」の魅力の更なる全国発信を進めてまいります。

次に、基本目標4つ目の、「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」についてであります。

幼児教育では、自然とのふれあいや友だちとの関わりなど、幼稚園・保育所での集団生活の中で、自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通じて、「生きる力」を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と協調性を育む教育を推進してまいります。

学校教育では、「生きる力」の育成のため、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視した教育を推進するとともに、支援を必要とする子どもに対しましては、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる、特別支援教育を推進してまいります。

また、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、学校施設の整備を行いまして、安全な学校づくりに努めてまいります。

要支援者対策といたしまして、義務教育初年度にあたる、小学校入学時の新入学用品の現物支給につきまして、引き続き実施するとともに、これまで中学校入学後に支給しておりました、就学援助費の新入学用品費につきまして、中学校入学前に支給し、子育てを応援してまいります。



幼児教育では、幼稚園教育や一時預かり保育などのニーズの多様化に対応し、たくましい心と体を育む幼児教育の充実に努めるとともに、幼児期に学んだ経験が、義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼稚園・保育園・小学校との連携強化に努めてまいります。

学校教育では、学力の向上、豊かな人間性の育成、健康体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本にし、支援の必要な児童・生徒への介助員の配置を引き続き実施してまいります。

また、「紀北町子どものいじめの防止等に関する条例」の理念に基づき、町及び学校等が連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、すべての小・中学校において学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見に努めてまいります。

さらに、子ども一人ひとりの学校生活における満足感や安心感、学習意欲等、児童生徒の理解を深めることにより、個に応じた指導を進めます。

小学校では、学習指導要領が改訂され、平成32年度より小学校5・6年生における外国語活動が、教科化されるなどに対応するため、ALTを2名増員し、4名体制とするとともに、英語教材の整備など次期学習指導要領に向けた取り組みを実施してまいります。

また、総合教育会議、教育委員会との連携を密にしながら、学力・体力の向上や学校の適正規模・適正配置等の諸課題に対応していくとともに、平成30年度をもって閉校する予定となっております引本小学校につきまして、新たに町費採用の講師を1名配置いたします。

さらに、コミュニティースクールの推進、学校支援地域本部事業、地域未来塾事業を実施することによりまして、幅広い分野の方々の参画を得ながら、学習支援、学校環境整備、学習教育活動等の活動を行いまして、学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力の強化のもと、町全体で子どもを育ていく仕組みづくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、海山地区のセンター方式に対し、紀伊長島地区におきましては、自校方式で運営しており、紀北中学校を除く学校給食施設では、老朽化が進んでいることから、学校給食センターの整備に着手してまいります。

生涯学習につきましては、自己研鑽や余暇充実のために、生涯学習講座や公民館講座、パソコン講座などの学習機会の充実に努め、自主的な学習を支援するとともに、拠点となる公民館や図書室などの施設の適正な整備や維持管理に努めてまいります。本年は紀伊長

島地区の多目的会館の改築を予定しておりまして、地区の様々な地域活動や、学習文化活動の場として、また地域住民が気軽に立ち寄れる場といたしまして、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与してまいります。

青少年の育成では、放課後等に小学生に対して、文化、自然、体育等の様々な体験を提供する、いきいき子ども学園を開催するとともに、子ども会やスポーツ少年団の活動を支援してまいります。

また、青少年育成連絡会議などの関係団体と連携して、街頭指導やパトロール、あいさつ運動等を推進するとともに、親子共同体験や家庭教育に関する講演会等を開催してまいります。

生涯スポーツについては、スポーツ施設の適正な管理を行うとともに、体育協会等の関係団体の支援、権兵衛の里走ろう大会や町民駅伝大会等の開催、スポーツ体験教室等によるスポーツ機会の提供など、スポーツの普及促進に取り組んでまいります。

また、全国大会等に出場する選手の支援、成績優秀者の表彰、一人でも多くの子どもたちに、夢をもつ素晴らしさを伝える「夢の教室」の開催、美し国三重市町対抗駅伝大会への参加など、競技スポーツの振興に努めてまいります。

スポーツ交流の推進といたしましては、スポーツ合宿の誘致・拡大のため、スポーツ施設や宿泊施設の予約などを一元化し、最適な合宿プランを提供するとともに、合宿雑誌への広告、合宿パンフレットやチラシを活用して、県内外の高校・大学などのスポーツ合宿の誘致を進めてまいります。

スポーツ大会につきましては、町内のスポーツ団体が開催する大会の支援や、町長杯スポーツ大会をより一層推進してまいります。

平成33年に、三重県で開催される第76回国民体育大会、三重とこわか国体につきましては、実行委員会を立ち上げ、町民のスポーツへの関心をより一層高め、町民の健康づくり、生きがいに、大きく寄与するよう努めてまいります。

また、少年女子ソフトボール競技及びグラウンド・ゴルフ競技の関係団体との調整や、開催準備を進めてまいります。

文化・芸術につきましては、文化団体に対して創作活動の場や町民文化展、芸能大会などの成果発表の場の提供などによりまして文化・芸術活動を支援してまいります。

また、一流アーティスト等による、演奏会、演芸会、美術展を開催することにより、優れた文化・芸術に触れる機会をつくれます。

町指定文化財等の貴重な文化遺産につきましては、保全と保護に努めるとともに、住民への啓発に努めてまいります。特に、世界遺産の熊野古道につきましては、その価値と魅力を周知するため、講演会や講座を開催するとともに、小・中学校の熊野古道学習に講師や語り部を派遣してまいります。

また、保存会等と連携して、熊野古道やその周辺環境の維持・保全に努めるとともに、地元企業による保全活動の促進など、熊野古道の保存と継承に努めてまいります。

次に、基本目標5つ目は、「ともに担う参画と協働のまち」についてでございます。

今後、財政状況が厳しさを増すことが想定されておりまして、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、町民の皆様との協働による町政の運営を進める必要がございます。このことから、その中心的役割を担う自治会の活動拠点である集会所について、年々維持管理が厳しくなっていることに鑑み、一定の支援策を講じることとします。

そして、行政活動の報告や、町民の皆様からの意見をお聞きしながら、町政運営を進めるため、平成28年度から、「紀北町まちづくり協議会」を発足し、様々なご提言をいただきました。平成30年度におきましても、引き続き設置してまいります。

こうしたご提言に加えまして、各方面から頂きましたご意見・ご要望を参考として、紀北町のさらなる発展に向けて、取り組みを進めてまいります。

また、男女共同参画社会の実現に向けまして、審議会や各種委員会への女性の参画を進め、女性のご意見を町政に反映できるよう取り組んでまいります。さらに、町民の皆様迅速で分かりやすい情報を提供し、住民と行政との協働体制の確立を進めるため、広報紙、行政放送番組、ホームページ、フェイスブック等を活用し、更なる行政情報の発信に努め、町民の皆様と協働のまちづくりを進めてまいります。今年度は、特に、行政放送番組のハイビジョン化やホームページのリニューアルに取り組んでまいります。

紀北町では、今後も人口減少傾向が続くことが想定される中、地域の活性化をより一層進めていく必要があります。空き家バンク制度の充実を図るとともに、フェイスブック等による情報発信、都市部で行われる移住フェアへの参加、田舎暮らし体験ツアーを実施するほか、移住体験施設を整えるなど、移住希望者に対する支援に取り組み、これらの業務を支援する、新たな地域おこし協力隊の募集も行うなど、定住、移住対策に総合的に取り組んでまいります。

以上、町政経営に臨む私の基本的な考え方と、平成30年度に講ずるべき主要施策等につ

いて申しあげました。

紀北町第2次総合計画の将来像、「みんなが元気！紀北町 ～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、紀北町の人、地域、産業や各種団体、活動など全てが元気となることを目指し、自然と共生する「安全・安心な暮らし」を基本とし、「にぎわい」のある、「人・地域の元気」を生み出すまちづくりを、今後も、町民の負託にお応えできるよう、全力をつくしてまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のお一層のご支援、ご指導をお願い申しあげまして、施政方針といたします。

以上でございます。ありがとうございます。

#### **家崎仁行議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

ちょっとページ数が、議員のお持ちのやつと違うんですが、3枚目、4枚目ぐらいなるところで、IoTのお話などさせていただきました。その1つ前の言葉のところで、人づくり革命というべきところを、人づくり改革と、誤って読み違えましたので、ご訂正をよろしくお願い申し上げます。

#### **家崎仁行議長**

よろしいですか。

以上で、町政の一般説明を終わります。

---

#### **家崎仁行議長**

ここで11時5分まで、休憩といたします。

(午前 10時 48分)

---

#### **家崎仁行議長**

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午前 11時 05分)

---

## 日程第6

### 家崎仁行議長

次に、日程第6 諮問第1号については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず提案者からの提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の東長島272番地1、高須幹生氏が、本年6月30日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成21年7月から人権擁護委員として、ご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として、教育関係に精通し、人権について理解と熱意をもって積極的な活動で、職務を遂行している同氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

人事案件は、以上1件でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### 家崎仁行議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

**家崎仁行議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**家崎仁行議長**

ここで諮問案件に対して、議会としての意見をとりまとめるため、暫時休憩といたします。  
じゃあ控室のほうへお願いいたします。

(午前 11時 07分)

---

**家崎仁行議長**

会議を再開します。

(午前 11時 09分)

---

**家崎仁行議長**

これから討論・採決に入ります。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

## 家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

---

## 日程第7～日程第22

### 家崎仁行議長

お諮りします。

日程第7 議案第4号から、日程第22 議案第19号までの16件の議案については、提案者から提案理由の説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、議案16件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

引き続きまして、上程いたしました各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第4号 紀北町農業委員会委員等定数条例でございますか、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例でございますが、地域の振興、地域住民の交流促進、連帯意識の高揚及び地域防災力の向上を図るため、此ヶ野集会所を新たに建設したことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第8号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町集会所の指定管理者の指定についてであります。紀北町此ヶ野集会所の供用開始に伴い、指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第8号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,473万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ108億8,925万3,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,859万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,559万4,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,838万6,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,426万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,716万9,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）であります。収益的収入及び支出につきましては、収入としては、水道収益を22万7,000円増額し、総額を4億1,892万5,000円、支出としては、水道事業費用を21万5,000円増額し、総額を4億151万



1,000円にするものとし、また、資本的収入及び支出につきましては、収入としては資本的収入を120万円減額し、総額を2億1,239万3,000円に、支出としては資本的支出を727万2,000円減額し、総額を3億4,059万7,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算であります。歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ104億987万1,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億1,297万1,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億7,792万6,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,108万1,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 平成30年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入では水道事業収益を4億1,919万2,000円、支出では水道事業費用を3億9,380万4,000円に、資本的収入及び支出につきましては、収入では資本的収入を2億6,157万8,000円、支出では資本的支出を3億8,115万9,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、16件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

---

## 日程第7

### 家崎仁行議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

議案第4号についての内容の説明を求めます。

武岡農林水産課長。

### 武岡芳樹農林水産課長

それでは、紀北町農業委員会委員等定数条例について、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第4号 紀北町農業委員会委員等定数条例

紀北町農業委員会委員等定数条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

今回の紀北町農業委員会委員等定数条例の制定は、農業委員会制度の改革を目的に、平成28年4月1日に施行された、改正、農業委員会等に関する法律によるものでございます。

その改正内容は、農業委員会がその主たる使命である、担い手への集積や集約化、耕作放棄地の発生防止などの農地利用の最適化に、より取り組めるようにしようとするものでございます。

そのために、農業委員会業務の重点は、農地利用の最適化であることを明確にし、農業委員の選出方法を、地域の農業をリードする担い手が、透明なプロセスを経て確実に就任するように、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更するものでございます。

また、農業委員会とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する、農地利用最適化推進委員を新設するものでございます。

改正前の農業委員会法では、必須業務は、農地法第3条、4条、5条の許可等の農地法等により、その権限に属させた事項のみでございました。

今までは担い手への農地集積や集約化などは、任意業務でございましたが、改正後の農業委員会法では、これら農地利用の最適化に関する業務は必須業務に位置付けられることとなりました。

また、委員の選出方法は、改正前の農業委員会法と現行の条例により、定数20名の選挙制と議会、団体推薦による市町村長の選任制の併用となっております。

改正後の農業委員会法により、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に一本化され、原則として過半を認定農業者とすること、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れることなどとなりました。

議案書4ページの条例本文をお願いいたします。

第1条は、趣旨でございます。

農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める旨を述べるものでございます。

第2条は、農業委員の定数を14人とするものでございます。

農業委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律により、農業者の数が1,100以下の場合又は農地面積が1,300ha以下の場合、14人以下と定められております。

紀北町はこれに該当いたしますので、定数を14人としております。

第3条は、農地利用最適化推進委員の定数を4人とするものでございます。

推進委員は、農業委員会から委嘱され、その定数につきましては、農地面積100haに1人の割合で配置できるとされており、紀北町の農地面積が417haでございますので、4人としております。

附則第1項は、施行期日を定めるものでございます。

現在の農業委員会委員の任期が平成30年6月30日でございますして、新しい農業委員会委員の任期が、平成30年7月1日からとなりますので、施行期日を平成30年7月1日としております。

附則第2項は、本条例の制定に併せて、現行の紀北町農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止するものでございます。

附則第3項は、農地利用最適化推進委員の報酬を定めるため、紀北町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の別表第1（報酬額表）を改正しようとするものでございます。

議案書5ページの新旧対照表をお願いいたします。

右が改正前、左が改正後でございます。

農業委員会の委員に加えて、農地利用最適化推進委員の報酬を年額6万円としようとするものでございます。

農業委員会委員の報酬は、長が年額7万4,000円、委員が年額6万円となっております。

推進委員の業務は、農業委員会の必須業務である、担い手への農地集積や集約化などの

農地利用の最適化であり、農業委員と同様の業務となりますので、報酬額を農業委員と同額としております。

議案第4号についての説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

---

## 日程第8～9

### 家崎仁行議長

次に、議案第5号、第6号の2件についての内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

### 上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書、6ページをご覧ください。

議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

紀北町集会所条例（平成18年紀北町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

地域の振興、地域住民の交流促進、連帯意識の高揚及び地域防災力の向上を図るため、此ヶ野集会所を新たに建設したことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

この度の改正内容でございますが、8ページの紀北町集会所条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

別表第1（第2条関係）は、町内の地区集会所の名称と位置を定める記載となっておりますが、此ヶ野集会所を新たに建設したことに伴いまして、別表第1の名称、紀北町片上2区集会所、位置、紀北町東長島2239番地1の項の次に、名称、紀北町此ヶ野集会所、位置、紀北町十須1098番地159を加えるものであります。

7ページは、改正文でございますが、この改正は、附則のとおり、平成30年4月1日か

ら施行するものでございます。

以上で、議案第5号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

## 上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第6号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書、9ページをご覧ください。

議案第6号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

紀北町後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀北町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

この度の改正内容でございますが、11ページ、12ページの新旧対象表をご覧ください。

これは、平成30年4月1日より、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることを受けて、条例第3条は住所地特例の条件等を規定する条文であります。同条第2号から第4号を改正し、新たに同条第5号を加え、後期高齢者医療保険料を徴収すべき被保険者の範囲を、新旧対象表のとおり改正するものであります。

その内容といたしましては、国保・後期高齢者医療制度の被保険者の資格の適用は住所地で行うことを原則としていますが、施設等に入所して、住所が移った被保険者については、住所地特例を設けて前住所地の被保険者としています。

しかしながら、現行制度では、住所地特例者が75歳到達等により国保から後期に加入する場合、後期の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となっております。

今回の改正は、国保の住所地特例を受けている被保険者が、広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう見直すものであります。

なお、今回の法改正については、平成30年度以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険

者となる者から適用されます。

10ページは、改正文でございますが、この改正は、附則のとおり、平成30年4月1日から施行するものであります。

改正条文につきましては、11ページ、12ページの新旧対照表第3条の下線のとおりでございます。

以上で、議案第6号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

---

## 日程第10

### 家崎仁行議長

次に、議案第7号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

### 中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第7号について、ご説明させていただきます。

議案書13ページをご覧ください。

議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、であります。

初めに今回の条例改正の内容でございますが、平成29年4月26日付で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法でございます、これが公布されました。それに伴いまして、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたもの

でございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

15ページをご覧ください

紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第15条第1項第2号におきまして、表の右側、アンダーラインのとおり、今回改正が生じた法律の第3条第9項を引用している条文がございます。今回の改正に伴って、項ずれを生じたことによりまして、表の左側のとおり、第11項に改正するものでございます。

今回の法律の改正の中身ですが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限などにつきましては、平成30年4月1日から、政令指定都市内の施設については、都道府県から政令指定都市に移譲されることとなり、その規定が加わったことから、項ずれが生じたものでございます。

今回の法律改正による紀北町への影響は、この条例の項ずれのみでございまして、運用上の変更はございません。

ここで恐れ入りますが、14ページに戻っていただきたいと思えます。

附則でございしますが、この条例の施行日は法律の施行期日と同様、平成30年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

---

## 日程第11

### 家崎仁行議長

次に、議案第8号についての内容説明を求めます。

水谷危機管理課長。

### 水谷法夫危機管理課長

それでは、議案第8号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の16ページをご覧ください。

議案第8号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

それではまず、今回の改正の概要を説明させていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令におきまして、扶養親族のある場合における、補償基礎額の加算額は、一般職の職員の給与に関する法律で定められる扶養手当支給額を日額換算したものと定められており、平成28年11月に扶養手当の額の改正があり、平成30年度以降における損害補償の基準を定める政令が、本年2月に改正されたことにより、本条例の一部を改正するものです。

17ページは、改正文でございます。

改正内容につきましては、18ページの新旧対照表で説明させていただきます。

第5条中第1号は配偶者に対する加算額を217円に、第3号から第6号は、孫、60歳以上の父母・祖父母、22歳までの弟妹、重度心身障がい者につきまして、配偶者及び扶養親族に係る子がある場合とない場合に区分していたものを、区分をなくし、一人につき217円に、第2号は、22歳までの子に対する加算額を配偶者がある場合とない場合に区分していたものを区分をなくし、一人につき333円に改正するものでございます。

ここで恐れ入りますが、17ページにお戻りください。

今回の改正に係る附則の追加でございます。

第1条は、施行期日で、平成30年4月1日から施行するものであります。

第2条は、今回の改正を傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金について、適用するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

---

## 日程第12



## 家崎仁行議長

次に、議案第9号についての内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

## 上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第9号 紀北町集会所の指定管理者の指定につきまして、ご説明させていただきます。

議案書、19ページをご覧ください。

議案第9号 紀北町集会所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 施設の名称 | 紀北町此ヶ野集会所  |
| 2 指定管理者 | 所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1<br>名称 紀北町自治会連合会<br>代表者 会長 樋口健一 |
| 3 指定の期間 | 平成30年4月1日から<br>平成34年3月31日まで                            |

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

紀北町此ヶ野集会所の供用開始に伴い、指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

町内の集会所につきましては、これまで、町と紀北町自治会連合会は、協定を締結いたしまして、本会により、集会所を適正かつ円滑に管理していただいております。

このことから、此ヶ野集会所が新たに建設されたことに伴いまして、紀北町自治会連合会を指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第9号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしく願います。

## 日程第13

### 家崎仁行議長

次に、議案第10号についての内容の説明を求めます。

上野財政課長。

### 上野和彦財政課長

それでは、議案第10号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度 紀北町一般会計補正予算（第8号）

平成29年度紀北町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,473万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億8,925万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月1日 提出

紀北町長 尾上壽一

2ページから4ページは、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。農林水産業費で4件、土木費で3件、災害復旧費で3件の合計10件、4億3,989万1,000円を追加し、平成30年度に繰り越ししようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表は、地方債補正であります。過疎対策事業を3億5,020万円から3億6,520万円に、

合併特例事業を8億2,030万円から7億820万円に、緊急防災・減災事業を1,740万円から810万円に、一般単独災害復旧事業を190万円から740万円に、農業用施設災害復旧事業を700万円から190万円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明をさせていただきます。

9ページをご覧ください。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は260万9,000円の減額で、老人ホーム入所負担金など各事業の実績見込みによるものでございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料69万1,000円の減額は、小松原住宅の入居実績見込によるものでございます。

第5目・商工使用料は1,546万7,000円の増額で、紀北町森林公園オートキャンプ場の施設使用料の増額などでございます。

第6目・土木使用料は3万6,000円の減額で、都市公園使用料の実績見込みによるものでございます。

第7目・教育使用料は353万3,000円の減額で、施設使用料などの実績見込みによるものでございます。主に、10ページの健康増進施設使用料の270万5,000円の減額などでございます。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は、1,369万円の減額で、主に、障害者自立支援給付費負担金1,308万8,000円の減額のほか、子どものための教育・保育給付費負担金の、公定価格の改定などによる732万3,000円の増額など、実績見込みによるものでございます。

第2目・衛生費負担金は、15万円の増額で、未熟児養育医療負担金の実績見込によるものでございます。

11ページをご覧ください。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は、233万3,000円の増額で、社会保障・税番号制度システムの整備費補助金の企画課分や住民課分などの実績見込によるものでございます。

第2目・民生費補助金は、377万1,000円の減額で、障害者地域生活支援事業費等補助金などの減額と、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の福祉保健課分の増額で、実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は、234万2,000円の減額で、循環型社会形成推進交付金などの実

績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は、8,310万5,000円の減額で、海岸保全施設整備事業費補助金の精算見込みによるものでございます。

第6目・土木費補助金は、801万1,000円の増額で、国の平成29年度補正予算にかかる町道長島下地線法面修繕工事の繰越明許費分1,648万3,000円の増額を含む、社会資本整備総合交付金の精算見込みによるものでございます。

第8目・教育費補助金は、179万7,000円の増額で、主に、12ページの健康増進施設のプールにかかる学校施設環境改善交付金203万8,000円の増額のほか、精算見込みによるものでございます。

第9目・災害復旧費補助金は、53万2,000円の増額で、平成27年災町道矢口大根1号線道路災害復旧事業の国の補助金の精算分で、歳入のみの計上でございます。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は18万4,000円の増額で、特例処理事務交付金の確定によるものでございます。

13ページをご覧ください。

第2目・民生費負担金は、955万5,000円の減額で、国民健康保険基盤安定事業費負担金などの実績見込みによる減額のほか、施設型給付費・地域型保育給付費負担金の、公定価格の改定などによる366万1,000円の増額で、実績見込みなどによるものがございます。

第3目・衛生費負担金は、7万5,000円の増額で、未熟児養育医療負担金の実績見込によるものでございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は、200万円の減額で、移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金の実績見込みによるものでございます。

第2目・民生費補助金は、381万5,000円の減額で、主に、地域生活支援事業費補助金204万8,000円の減額や、地域子ども・子育て支援事業補助金156万7,000円の減額などの実績見込みによるものでございます。

14ページをご覧ください。

第3目・衛生費補助金は、90万2,000円の減額で、浄化槽設置促進事業補助金などの実績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は、1,453万8,000円の減額で、主に、新規就農者総合支援事業費補助金300万の減額や、林道改良事業費補助金1,106万5,000円の減額などの実績見込みなどによるものでございます。

第5目・商工費補助金は、16万5,000円の減額で、地方消費者行政活性化交付金の実績見込みによるものでございます。

第6目・土木費補助金は、375万4,000円の減額で、木造住宅耐震補強事業費補助金などの実績見込みによるものでございます。

第8目・教育費補助金は、24万6,000円の減額で、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金などの実績見込みによるものでございます。

15ページをご覧ください。

第9目・災害復旧費補助金は、750万円の増額で、農業用施設災害復旧事業費補助金の実績見込みによるものでございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は、491万2,000円の減額で、衆議院議員選挙執行委託金などの実績見込みによるものでございます。

第6目・土木費委託金は、419万1,000円の減額で、海岸及び港湾の清掃委託金の実績見込みによるものでございます。

16ページをご覧ください

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は、50万4,000円の増額で、町有地貸付料の実績見込によるものでございます。

第2目・利子及び配当金は、4,000円の増額で、基金運用利息の実績見込によるものでございます。

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は、73万7,000円の増額で、普通財産売払収入、町有林支障木伐採代金などの実績見込によるものでございます。

第16款及び第1項ともに寄附金、第4目・農林水産業費寄附金は、12万円の減額で、事業の精算見込によるものでございます。

17ページをご覧ください

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、9,726万4,000円の減額で、財源調整によるものでございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は、143万7,000円の減額で、基金充当事業の減額によるものでございます。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は、465万5,000円の減額で、基金充当事業の減額によるものでございます。

第20目・紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金は、33万2,000円の増額で、基

金を全額取崩して、此ヶ野地区集会所の建設事業の財源充当額を増額するものでございます。

18ページをご覧ください。

第19款・諸収入、第4項・受託事業収入、第3目・農林水産業費受託事業収入は、72万1,000円の減額で、森林総合研究所分収造林受託事業収入の実績見込みによるものでございます。

第5項及び第6目ともに雑入は、844万2,000円の増額で、主に、台風21号などによる建物被害に対する町有財産建物災害共済保険金535万8,000円、消防団員福祉共済遺族援護金200万円などの保険金の増額のほか、東紀州農業共済事務組合解散清算金（業務引当金分）103万4,000円の増額、19ページの健康増進施設事業分担金120万円の増額など実績見込みによるものでございます。

第20款及び第1項ともに町債、第1目・総務債は380万円の減額で、此ヶ野集会所建設事業債440万円の減額は精算見込によるもので、過疎地域自立促進特別事業債50万円の増額は、起債額の決定によるものでございます。

第2目・民生債は、750万円の増額で、障害者グループホーム整備事業債を新たに計上するもので、過疎債の起債額の決定によるものでございます。

第3目・衛生債は、180万円の増額で、荷坂やすらぎ苑の施設改修にかかる過疎債の起債額の決定による増額でございます。

第4目・農林水産業債は、8,900万円の減額で、農業債が270万円の増額、県営事業の精算見込みによるもの及び、20ページの高度水利機能確保基盤整備事業債280万円の増額が、過疎債の起債額の決定により、新たに計上するものでございます。

林業債は、810万円の減額で、林道の改良及び舗装事業の精算見込みによるものでございます。

水産業債は、8,360万円の減額は、海岸保全施設整備事業の精算見込みによるものでございます。

第6目・土木債は、1,240万円の増額で、町道整備事業など17事業の精算見込みなどによるもので、このうち、町道長島下地線道路整備事業債1,340万円は、国の補正予算による町道長島下地線法面修繕の起債額1,260万円の増額を含んだものでございます。

第7目・消防債は、390万円の減額、事業の精算見込みによるものでございます。

21ページをご覧ください。

第8目・教育債は、3,140万円の減額で、社会体育施設事業などの精算見込みによるもの  
でございます。

第9目・災害復旧事業債は、40万円の増額で、農業用施設災害復旧事業債510万円の減額  
は、事業の精算見込みによるもので、町道道路災害復旧事業債（町単分）160万円の増額及  
び河川災害復旧事業債（町単分）390万円の増額は、台風21号で被災した町道や河川の災害  
復旧事業のうち起債対象分について、起債額が決定したことにより、新たに計上するもの  
でございます。

#### **家崎仁行議長**

課長、ちょっと止めてください。歳出については、午後1時からにさせていただきたい  
と思います。

---

#### **家崎仁行議長**

ここで1時まで休憩いたします。

(午前 11時 55分)

---

#### **家崎仁行議長**

引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時 00分)

---

#### **家崎仁行議長**

財政課長より発言の訂正がありましたので、許可することといたします。

上野財政課長。

#### **上野和彦財政課長**

先ほどの歳入の説明の中で、2箇所言い間違いがございましたので、発言の訂正をお願  
いいたしたいと思います。

まず歳入の15ページでございます。

9目・災害復旧費補助金の農業用施設災害復旧費補助金75万円を、私、750万円というこ

とで、発言いたしましたので、75万円に訂正をお願いいたします。

それから、19ページをお願いいたします。

1目・総務債の過疎地域自立促進特別事業債60万円を、私、50万円ということで発言をいたしましたので、60万円に訂正をさせていただきたいと思っております、2箇所の訂正をよろしくをお願いいたします。

### **家崎仁行議長**

引き続き歳出の説明をお願いいたします。

### **上野和彦財政課長**

次に、歳出について説明をいたします。

22ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は、49万5,000円の減額で、議員報酬などの精査によるものでございます。

23ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は188万6,000円の増額で、嘱託職員等賃金の精査等による157万9,000円の減額及び、総合住民情報システム運営事業は、マイナンバーカード等への旧姓併記のための電算システム改修346万5,000円の増額でございます。

第2目・文書広報費は、過疎債の充当による財源更正でございます。

第5目・財産管理費は、436万5,000円の減額で、主に、庁舎管理事業420万円の減額や町有財産管理事業440万円の減額など、光熱水費や委託料の実績見込みによる減額と、地域づくり事業基金などの積立金503万5,000円の増額などでございます。

第6目・企画費は、1,371万1,000円の減額で、主に、移住・定住・交流促進事業394万3,000円の減額、地域おこし協力隊受け入れ事業331万1,000円の減額など、実績見込みによる減額でございます。

24ページをご覧ください。

第7目・支所及び出張所費は、410万円の減額で、海山総合支所管理事業の光熱水費や委託料の実績見込みによる減額でございます。

第10目・生活安全推進費は、100万円の減額で、空家等対策推進事業の工事請負費の執行を、平成30年度に振り替えたことによる減額でございます。

25ページをご覧ください。



第4項・選挙費、第3目・町長選挙費、862万7,000円の減額、第4目・町議会議員選挙費の補欠選挙分の424万5,000円の減額、及び第6目・衆議院議員選挙費の474万2,000円の減額は、各選挙の実績見込みによる減額でございます。

27ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費17万円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

28ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、517万8,000円の減額で、主に、国民健康保険事業特別会計繰出金240万7,000円の減額など事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は、2,064万1,000円の減額で、主に、障害者介護・訓練等給付事業885万3,000円や障害者更生医療費給付事業924万2,000円などの実績見込みによる減額で、29ページの障害者グループホーム緊急整備事業は、過疎債の充当による財源更正でございます。

30ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は、453万円の減額で、主に、後期高齢者医療特別会計繰出金379万円の減額のほか、実績見込みによるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は、402万8,000円の減額で、嘱託職員等賃金などの精査によるものでございます。

31ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は、393万3,000円の減額で、主に、子育て支援センター設置事業など実績見込みによるものでございます。

第2目・保育所費は、2,081万5,000円の増額で、主に、児童保育事業2,150万4,000円の増額は、公定価格改定及び実績見込みによるものでございます。

第3目・児童措置費は、756万7,000円の減額で、児童手当等支給事業の実績見込みによるものでございます。

32ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は、156万円の減額で、環境管理関係の職員人件費の精査による減額でございます。

第2目・予防費は、16万3,000円の増額で、主に、がん検診事業208万9,000円の実績見込

みによる増額のほか、事業の実績見込みによる減額などがございます。

第3目・環境衛生費は、731万9,000円の減額で、主に、浄化槽設置整備事業668万7,000円の実績見込みによる減額でございます。

33ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第2目・塵芥処理費は、オータムジャンボ配分金の減額による財源更正でございます。

34ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は22万7,000円の増額で、台風21号による建物災害共済保険金の繰出金の増額でございます。

35ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は283万5,000円の減額で、主に、人・農地プラン事業300万円の実績見込みによる減額のほか、高度水利機能確保基盤整備事業は、過疎債の充当による財源更正でございます。

第3目・農業振興費2,000円の増額は、農業経営基盤強化利子補給金の実績見込みによるものでございます。

第5目・農地費は、156万9,000円の減額で、一般土地改良事業60万円の減額など実績見込みによるものでございます。

36ページをご覧ください。

第2項・林業費、第2目・林業振興費は1,415万3,000円の減額で、みえ森と緑の県民税市町交付金事業1,221万1,000円の実績見込みによる減額でございます。

第3目・林業施設費は、1,757万2,000円の減額で、主に、林道改良事業1,620万3,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

第4目・町有林造成費、1,105万7,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

第5目・分収造林費、72万1,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

37ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第2目・水産業振興費は、224万3,000円の減額で、漁業振興対策事業100万8,000円の減額など実績見込みによるものでございます。

第3目・漁港管理費は、1億7,290万3,000円の減額で、主に、三浦及び矢口漁港の海岸保全施設整備事業1億7,220万3,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

38ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は、16万5,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第2目・商工業振興費は、300万円の減額で、物産振興事業の300万円を地方創生推進交付金事業で執行したことによる減額のほか、ふれあい広場マンドロ管理事業は建物災害共済保険金の充当による財源更正でございます。

第3目・観光費は、566万円の増額で、主に、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業1,180万7,000円の増額で、利用者の増による報償費の増額や、温泉施設管理運営事業315万4,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

39ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は111万4,000円の減額で、地籍調査事業の精算見込みによる減額のほか、職員人件費は、町営住宅使用料の充当による財源更正でございます。

40ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は、2,776万4,000円の増額で、主に、町道道路維持補修事業3,326万4,000円の増額は、国の補正予算にかかる町道長島下地線法面修繕工事の追加分3,040万円を含む事業の精算見込みによるものでございます。

橋りょう維持補修事業500万円の減額につきましても、事業委託料などの精算見込みによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は、190万円の減額で、町道道路改良事業の町単分190万円の減額は、事業の精算見込みによるもので、舗装分は財源更正でございます。

41ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は、266万4,000円の減額で、主に、海岸環境清掃業務委託事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・砂防費134万4,000円の増額は、急傾斜地崩壊対策事業の精算見込みによるものでございます。

42ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費197万1,000円の減額で、港湾環境清掃業務委託事業の実績見込みによるものでございます。

第2目・港湾施設費、162万5,000円の増額は、江ノ浦大橋耐震化事業負担金の精算見込みによるものでございます。

43ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は、1,470万4,000円の減額で、主に木造住宅耐震補強事業などの事業の実績見込みによる減額でございます。

44ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は、287万3,000円の減額で、三重紀北消防組合負担金の精算見込みによるものでございます。

第2目・非常備消防費250万円の増額は、消防団員の福祉共済制度による見舞金及び遺族援護金の増額でございます。

第3目・消防施設費は、49万6,000円の減額で、消防団小型動力ポンプ付き積載車購入の精算見込みによるものでございます。

第5目・災害対策費は、134万5,000円の減額で、災害対策事業など精算見込みによる減額でございます。

45ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費42万5,000円の減額は、教育長の共済費の精査による減額でございます。

第3目・教育振興費121万4,000円の減額は、主に、きほく子育て応援事業、93万7,000円など実績見込みによる減額でございます。

第4目・奨学費は、84万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

46ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は、396万円の減額で、主に、特別支援学級児童介助教員設置事業、248万2,000円など実績見込みによる減額のほか、小学校校舎等施設営繕事業は、建物災害共済保険金の充当による財源更正でございます。

第2目・教育振興費は、特別支援学級に在学する児童の就学奨励事業の国庫補助金の増額による財源更正でございます。

47ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、104万3,000円の減額で、特別支援学級生徒介助教員設置事業などの実績見込みによる減額のほか、中学校校舎等施設営繕事業は、建物災害共済保険金の充当による財源更正でございます。

第2目・教育振興費は、56万7,000円の減額で、主に、要保護及び準要保護生徒就学援助事業102万8,000円の減額のほか、特別支援学級に在学する生徒の就学奨励事業の国庫補助

金の増額による財源更正でございます。

48ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は20万円の減額で、嘱託職員等賃金の精査による減額と、幼稚園管理運営事業は建物災害共済保険金の充当による財源更正でございます。

49ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は、390万1,000円の減額で、主に、文化振興事業202万6,000円の精算見込みによる減額などのほか、地方創生推進交付金事業、社会教育分は、入場料の充当による財源更正でございます。

第2目・公民館費、302万5,000円の減額は、公民館管理運営事業の精算による減額でございます。

第4目・文化財調査費、41万5,000円の減額は、特別天然記念物カモシカ食害対策事業の精算見込みによる減額でございます。

50ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は、100万円の減額で、業務委託料100万円につきましては、地方創生推進交付金事業（スポーツ振興分）に振り替えたことによる減額でございます。

第2目・給食施設費は、713万4,000円の減額で、主に、学校給食センター管理運営事業などの実績見込みによる減額でございます。

第3目・体育施設費は、950万円の減額で、主に、多目的広場管理事業500万円の減額などの精算見込みなどのほか、赤羽公園管理事業及び東長島スポーツ公園管理事業は、建物災害共済保険金などの充当による財源更正でございます。

51ページをご覧ください。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費、第1目・農業用施設災害復旧費は400万円の減額で、事業の精算見込みによる減額でございます。

52ページをご覧ください。

第3項・公共土木施設災害復旧費、第1目・道路橋りょう災害復旧費及び第2目の河川災害復旧費は、公共土木災害復旧事業債の充当による財源更正でございます。

53ページをご覧ください。

地方債の現在高の見込みに関する調書ですが、次のページの、54ページの合計欄で説明をさせていただきます。

前年度末現在高は118億2,877万円で、当該年度中の起債見込額が今回の1億600万円の減額で補正後の見込額としましては、14億259万2,000円となり、当該年度中の元金償還見込額の12億4,963万4,000円を差し引きますと、当該年度末現在高見込額は119億8,172万8,000円となる見込みでございます。

次に、55ページの給与費明細書をご覧ください。

特別職につきましては、議員の報酬が、精査により9万2,000円の減額でございます。その他の特別職の報酬は、実績見込みによる269万3,000円の減額で、長等の共済費は教育長分42万5,000円の減額でございます。

これにより合計321万円の減額となり、補正後の合計額としましては、1億3,843万8,000円となる見込みでございます。

56ページをご覧ください。

一般職の総括で給料が177万5,000円の減額、職員手当で817万2,000円の減額、共済費は50万円の減額で、職員の育児休業などによる給料の減額のほか、選挙事務などの時間外勤務手当及び管理職特別勤務手当の実績見込みによる減額などによるものでございます。

これにより、合計1,044万7,000円の減額となり、補正後の合計額としましては、11億9,929万2,000円となる見込みでございます。

以上で、平成29年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

---

## 日程第14・15

### 家崎仁行議長

次に、議案第11号、議案第12号の2件についての内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

### 上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第11号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,859万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,559万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第1款、第1項・ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料につきましては、513万6,000円を減額し、3億5,696万5,000円にしようとするものでありますが、保険料の収入見込みに伴うものでございます。

第2目・退職被保険者等国民健康保険料につきましては、701万6,000円を減額し、816万6,000円にしようとするものでありますが、第1目と同様に保険料の収入見込みに伴うものでございます。

8ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・療養給付費等負担金につきましては、5,632万円を減額しようとするものでありますが、療養給付費の減額見込みに伴うものであります。

第4款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・財政調整交付金につきましては、33万9,000円を増額し、1億5,873万6,000円にしようとするものでありますが、マイナンバー制度等に対応するために、国民健康保険システムを改修する費用に対する、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が決定したことに伴う補正でございます。

第6目・国保制度関係業務準備事業費補助金につきましては、2,587万6,000円を減額し、654万6,000円にしようとするものでありますが、平成30年度国保広域化に係る準備事業費の補助金の額が決定したことに伴う補正でございます。

第5款、第1項、第1目ともに療養給付費交付金につきましては、2,543万6,000円を減

額し、6,339万1,000円にしようとするものでありますが、退職被保険者等療養給付費などの減額見込みに伴うものでございます。

9ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに共同事業交付金、第1目・高額医療費共同事業交付金につきましては、978万4,000円を減額し、9,318万7,000円にしようとするものでありますが、高額療養費の減額見込みに伴うものでございます。

第2目・保険財政共同安定化事業交付金につきましては、1億451万5,000円を減額し、4億6,385万円にしようとするものでありますが、医療費の伸び率が想定よりも低下したことによりまして、交付金が減額する見込みであることに伴うものでございます。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、240万7,000円を減額し、3億2,866万4,000円にしようとするものでありますが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分で283万2,000円の減額は、繰入金額の決定によるもの。

事務費分122万8,000円の増額は、電算委託料の額の決定によるもの。

10ページの財政安定化支援事業繰入金30万2,000円の増額は、繰入金額の決定によるもの。保険基盤安定繰入金保険者支援分110万5,000円の減額も、繰入金額の決定に伴うものでございます。

第10款・繰入金、第2項・第1目ともに積立基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を5,755万2,000円を増額し、5,755万3,000円にしようとするものでありますが、財源補てんのために、国保会計の基金を取り崩すものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

11ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、2,430万9,000円を減額し、4,103万6,000円にしようとするものでございますが、一般事務事業におきまして、国民健康保険システム改修費の決定による減額でございます。

12ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、1億5,116万9,000円を減額し、15億3,640万3,000円にしようとするものでございますが、一般被保険者療養給付費の減額見込みに伴うものでございます。

第2目・退職被保険者等療養給付費につきましては、療養給付費交付金の減額に伴う財源更正でございます。



第3目・一般被保険者療養費につきましては、療養給付費負担金の減額に伴う財源更正でございます。

13ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目・一般被保険者高額療養費につきましては、2,552万5,000円を減額し、2億6,150万6,000円にしようとするものでございますが、高額療養費の減額見込みに伴うものでございます。

第2目・退職被保険者等高額療養費につきましては、療養給付費交付金の減額に伴う財源更正でございます。

14ページをご覧ください。

第3款、第1項ともに後期高齢者支援金等、第1目・後期高齢者支援金につきましては、療養給付費交付金の減額に伴う財源更正でございます。

15ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに介護納付金につきましては、療養給付費交付金の減額に伴う財源更正でございます。

16ページをご覧ください。

第7款、第1項ともに共同事業拠出金、第4目・保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業交付金の減額見込みに伴う財源更正でございます。

17ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第1目・国庫支出金返納金につきましては、2,220万6,000円を補正しようとするものでありますが、前年度の療養給付費負担金及び特定健康診査・保健指導等負担金の精算による返還金でございます。

第2目・県支出金返納金につきましては、19万8,000円を補正しようとするものでありますが、特定健康診査・保健指導等負担金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第11号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

## 上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第12号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成29年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,838万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明いたしますので、6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料は、563万2,000円を増額し1億129万7,000円、第2目の普通徴収保険料は、715万9,000円を増額し、5,404万2,000円にしようとするものでありますが、保険料納付金の見込み額の増額に伴うものでございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金は、141万9,000円を減額し、3億1,150万6,000円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の額の決定に伴うものでございます。

第2目の保険基盤安定繰入金は、237万1,000円を減額し、8,537万8,000円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の額の決定に伴うものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、900万1,000円を増額し、5億4,771万円にしようとするものでありますが、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の精算見込みによるものでございます。

以上で、議案第12号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 日程第16

### 家崎仁行議長

次に、議案第13号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

### 中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第13号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,426万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,716万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は、44万4,000円を減額して、560万7,000円とするものであります。短期入所生活介護費収入の実績見込みによる減であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、4,044万4,000円を減額して、1億2,039万9,000円とするものであります。施設介護サービス費収入の実績見込みによる減であります。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、1,661万9,000円を増額するものであります。居宅及び施設介護サービス費収入の減

額に伴う基金からの繰入であります。

続きまして、歳出予算の内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、691万8,000円を減額し、1億5,319万8,000円とするものであります。

老人ホーム管理運営事業の減額で、嘱託職員等賃金の実績見込みに基づく減額を行うものであります。

8ページをご覧ください。

第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は、収入を考慮し1,735万1,000円をすべて減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程第17

### 家崎仁行議長

次に、議案第14号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

### 上野隆志水道課長

議案第14号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成29年度紀北町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・水道事業収益の既決予定額4億1,869万8,000円に、補正予定額22万7,000円を増額し、計を4億1,892万5,000円に。

第2項・営業外収益の既決予定額8,008万7,000円に、補正予定額22万7,000円を増額し、計を8,031万4,000円に補正するものでございます。

支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額4億129万6,000円に、補正予定額21万5,000円を増額し、計を4億151万1,000円に。

第2項・営業外費用の既決予定額3,483万3,000円に、補正予定額21万5,000円を増額し、計を3,504万8,000円に補正するものでございます。

次に、（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,820万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,196万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,623万8,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・資本的収入の既決予定額2億1,359万3,000円から、補正予定額120万円を減額し、計を2億1,239万3,000円に。

第3項・企業債の、既決予定額1億6,070万円から、補正予定額120万円を減額し、計を1億5,950万円に補正するものでございます。

支出でございますが、第1款・資本的支出の既決予定額3億7,086万9,000円から、補正予定額727万2,000円を減額し、計を3億4,059万7,000円に。

第1項・建設改良費の既決予定額2億1,768万3,000円から、補正予定額727万2,000円を減額し、計を2億1,041万1,000円に補正するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的が、上水道建設改良資金にあてるためのものの、限度額につきまして、既決予定額1億6,070万円から、補正予定額120万円を減額し、計を1億5,950万円に改めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を、次のとおり補正する。

一般会計からの補助金につきまして、既決予定額5,746万5,000円に、補正予定額22万7,000円を増額し、計を5,769万2,000円に改めるものでございます。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、予算実施計画説明書により、説明させていただきます。

予算書の11ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画説明書

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益、第2項・営業外収益、第2目・補助金に22万7,000円を増額し、920万円とするものでございます。

これにつきましては、台風21号により、水道事務所の屋根とドアが破損したことにかかる損害保険金を一般会計から繰り出していただくものです。

収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用、第2項・営業外費用、第2目・消費税及び地方消費税に21万5,000円を増額し、797万6,000円とするものでございます。

これにつきましては、建設改良工事等の事業の精算見込みによる減額などに伴う消費税の増額でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入、第3項・企業債、第1目・企業債から、120万円を減額し、1億5,950万円とするものでございます。

これにつきましても、建設改良工事等の事業の精算見込みによる減額によるものでございます。

資本的支出につきましては、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費から211万2,000円を減額し、1億7,865万3,000円に。

第2目・固定資産購入費につきましても、516万円を減額し、3,175万8,000円とするものでございます。

これら建設改良費及び固定資産購入費の減額につきましても、事業の精算見込みによる減額でございます。

以上で、議案第14号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

## 日程第18

### 家崎仁行議長

次に、議案第15号の内容説明を求めます。

上野財政課長。

### 上野和彦財政課長

それでは、議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算の内容について、説明させていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

平成30年度紀北町一般会計予算

平成30年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104億987万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係

る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、3ページから7ページは、第1表 歳入歳出予算でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。高速バス背面使用料など、全部で7件でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

第3表 地方債であります。限度額は過疎対策事業ほか合計17億2,400万円で、前年度と比較し、2億2,100万円の増額でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明をさせていただきます。

12ページをご覧ください。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は、5億1,073万1,000円で、前年度と比較し227万5,000円の増額でございます。

第2目・法人は、9,007万7,000円で、前年度と比較し248万9,000円の増額でございます。

第2項及び第1目ともに固定資産税は、6億4,351万5,000円で、前年度と比較し386万7,000円の増額でございます。

13ページをご覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、562万1,000円で、前年度と比較し40万9,000円の増額でございます。主に、森林管理署からの交付金でございます。

第3項及び第1目ともに軽自動車税は、4,833万3,000円で、前年度と比較し189万9,000円の増額でございます。

第4項及び第1目ともに町たばこ税は、1億1万9,000円で、前年度と比較し769万6,000円の減額でございます。

14ページをご覧ください。

第2款・地方譲与税、第1項及び第1目ともに地方揮発油譲与税は、1,960万円で、前年度と比較し310万円の減額でございます。

第2項及び第1目ともに自動車重量譲与税は、4,910万円で、前年度と比較し230万円の増額でございます。

第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は、243万4,000円で、前年度と比較し48万



円の減額でございます。

15ページをご覧ください。

第4款、第1項、第1目ともに配当割交付金は、702万6,000円で、前年度と比較し307万2,000円の減額でございます。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は、691万5,000円で、前年度と比較し204万円の減額でございます。

第6款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は、2億6,510万円で、前年度と比較し1,120万円の減額でございます。

16ページをご覧ください。

第7款、第1項、第1目ともに自動車取得税交付金は、1,800万円で、前年度と比較し140万円の増額でございます。

第8款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は、480万円で、前年度と比較し30万円の減額でございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方交付税は、39億6,700万円で、前年度と比較し300万円の減額でございます。内訳としまして、普通交付税は、前年度より1,700万円増の37億1,700万円で、特別交付税は、前年度より2,000万円減の2億5,000万円でございます。

17ページをご覧ください。

第10款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は、130万円で、前年度と比較し10万円の増額でございます。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は、5,788万9,000円で、主に、私立保育所保育料負担金4,252万2,000円、老人ホーム入所負担金の赤羽寮分568万3,000円などでございます。

第3目・衛生費負担金は、10万円で、未熟児養育医療給付負担金でございます。

18ページをご覧ください。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は181万2,000円で、主に小松原住宅使用料108万円などでございます。

第2目・民生使用料は、3,000円で、老人福祉センター使用料でございます。

第3目・衛生使用料は、661万9,000円で、主に、一般廃棄物処理施設使用料408万円などでございます。

第4目・農林水産使用料は、200万7,000円で、主に、和具の浜海水浴場駐車場料金197万

9,000円でございます。

第5目・商工使用料は、7,455万2,000円で、主に、温泉施設使用料の2,017万2,000円や紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料の4,973万円などがございます。

19ページをご覧ください。

第6目・土木使用料は、4,615万1,000円で、町営住宅使用料4,158万円などがございます。

第7目・教育使用料は、3,939万8,000円で、主に、健康増進施設使用料3,563万9,000円などがございます。

20ページをご覧ください。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は、880万9,000円で、主に、戸籍手数料444万3,000円などがございます。

第3目・衛生手数料は、72万5,000円で、狂犬病予防注射済票交付手数料43万円などがございます。

第4目・農林水産手数料は、1万3,000円で、メジロの鳥獣飼養許可手数料でございます。

21ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は、5億2,184万4,000円で、主に、障害者自立支援給付費負担金2億1,376万6,000円、子どものための教育・保育給付費負担金1億6,770万3,000円、児童手当等負担金1億1,450万2,000円などがございます。

第2目・衛生費負担金は45万円で、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金1,623万2,000円は、主に、22ページの地方創生推進交付金1,431万7,000円で、平成29年度から継続して実施予定の事業に充当する補助金でございます。

第2目・民生費補助金1,959万3,000円は、障害者地域生活支援事業費等補助金963万9,000円、子ども・子育て支援交付金995万4,000円でございます。

第3目・衛生費補助金541万2,000円は、主に、循環型社会形成推進交付金490万5,000円で、合併浄化槽設置整備事業に充当する補助金でございます。

第4目・農林水産業費補助金は1億3,500万円で、海岸保全施設整備事業費補助金でございます。

第6目・土木費補助金5,175万8,000円は、社会資本整備総合交付金で、橋りょう長寿命化修繕事業、トンネル長寿命化修繕事業や木造住宅耐震補強事業などに充当する補助金で

ございます。

第8目・教育費補助金730万1,000円は、主に、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金400万円などがございます。

23ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は22万4,000円で、中長期在留者住居地届出等事務委託費などがございます。

第2目・民生費委託金は520万円で、主に、国民年金事務委託金508万3,000円などがございます。

24ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は79万7,000円で、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は、3億5,381万9,000円で、主に、国民健康保険基盤安定事業費負担金6,283万円、障害者介護給付費負担金1億555万9,000円、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金7,057万6,000円、施設型給付費・地域型保育給付費負担金8,385万1,000円、児童手当等負担金2,582万5,000円などがございます。

第3目・衛生費負担金は22万5,000円で、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金135万7,000円は、主に、移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金100万円で、移住・定住・交流促進事業に充当する補助金でございます。

25ページをご覧ください。

第2目・民生費補助金は、8,004万3,000円で、主に、心身障害者医療費補助金3,325万円、一人親家庭等医療費補助金685万円、障害者グループホーム緊急整備事業費補助金750万円、子ども医療費補助金1,600万円、地域子ども・子育て支援事業補助金995万4,000円などがございます。

第3目・衛生費補助金は、562万5,000円で、主に、浄化槽設置促進事業補助金262万円や健康増進法健康増進事業費補助金151万8,000円などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は、7,629万5,000円で、主に、26ページの、造林事業費補助金1,840万9,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金2,036万1,000円、林道改良事業費補助金2,256万円などがございます。

第5目・商工費補助金は、96万9,000円で、地方消費者行政活性化交付金でございます。

第6目・土木費補助金は、444万8,000円で、主に、木造住宅耐震補強事業費補助金270万円などでございます。

第7目・消防費補助金は、399万6,000円で、地域減災力強化推進補助金でございます。

第8目・教育費補助金は、341万7,000円で、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金116万3,000円、放課後子ども教室推進事業費補助金134万7,000円などでございます。

27ページをご覧ください。

第9目・災害復旧費補助金は、337万円で、平成28年災林道災害復旧事業費補助金でございます。平成28年9月の台風16号により被災した、林道三戸西谷線災害復旧事業について、平成29年度に事業を完了しましたが、国からの補助金1,250万7,000円のうち、平成29年度までに913万7,000円が交付される見込みであり、残り337万円が、平成30年度に交付されることによる予算計上でございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は、1,130万1,000円で、志子保育所の嘱託職員等賃金及び消防施設・機械器具整備事業に充当する補助金でございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は、3,411万2,000円で、主に、県民税徴収取扱委託金2,146万5,000円のほか、平成31年4月20日任期満了の知事選挙と同年4月29日任期満了の県議会議員選挙の経費として、平成30年度に計上する知事選挙執行委託金691万8,000円と、県議会議員選挙執行委託金191万2,000円などでございます。

28ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費委託金は、185万円で、海岸維持修繕事業委託金180万円などでございます。

第6目・土木費委託金は、1,658万7,000円で、主に、海岸清掃委託金640万円、港湾清掃委託金455万円、江ノ浦橋管理委託金480万円などでございます。

第7目・消防費委託金は175万円で、樋門管理委託金でございます。

29ページをご覧ください。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は、590万6,000円で町有地貸付料などでございます。

第2目・利子及び配当金は、846万9,000円で、主に、基金運用利息845万1,000円などでございます。

第2項・財産売払収入、第2目・物品売払収入は180万円でございます。

30ページをご覧ください。

第16款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金1億2,000万円は、ふるさと寄附金で、前年度と比較し4,000万円の増額でございます。

第4目・農林水産業費寄附金は、100万円で、町単沿岸漁場整備事業費寄附金でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、8億2,002万3,000円でございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は、3,323万5,000円で、まちづくり推進総合事業、道の駅海山管理事業、観光活性化対策事業、観光振興事業に充当するものでございます。

第4目・福祉事業基金繰入金は、242万7,000円で、老人福祉特別対策事業に充当するものでございます。

第6目・環境衛生施設整備基金繰入金は、5,160万円で、紀北町クリーンセンター改修のし尿適正処理推進事業に充当するものでございます

31ページをご覧ください。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は、1億6,320万2,000円で、ふるさと納税返礼品取扱委託料などふるさと寄附金（納税）推進事業に6,819万円、これ以外の34事業に9,501万2,000円を充当するものでございます。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。

第19款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は、554万7,000円で、第2目・加算金は、1,000円でございます。ともに町税に係るものでございます。

32ページをご覧ください。

第2項及び第1目ともに町預金利子は、1,000円で、現金運用利子でございます。

第3項及び第1目ともに貸付金元利収入は834万9,000円で、奨学資金貸付金返還金が634万9,000円、災害援護資金貸付金返還金が200万円でございます。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は、5,070万4,000円で、地域支援事業受託事業収入4,650万2,000円などがございます。

33ページをご覧ください。

第3目・農林水産業費受託事業収入は、1,459万1,000円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入などがございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は、1,000円で、原動機付自転車標識紛失弁償金でございます。

第6目・雑入4,839万1,000円は、主に、34ページの三重県市町村職員互助会公益事業等助成金の600万円、オータムジャンボ配分金から名称変更しました、新市町村振興宝くじ配分金420万円、35ページの土地改良施設維持管理適正化事業交付金630万円、36ページの消防団員退職報償金900万円などでございます。

38ページをご覧ください。

第20款及び第1項ともに町債、第1目の総務債1億510万円は、過疎地域自立促進特別事業債で、対象となるソフト事業として、CATV行政放送事業をはじめとする19事業に充当するものでございます。

第2目・民生債750万円は、障害者グループホーム整備事業債で過疎債でございます。

第3目・衛生債5億740万円は、クリーンセンター改修事業債4億9,790万円が合併特例債、浸出処理施設更新事業債950万円が過疎債でございます。

第4目・農林水産業債3億6,840万円は、農業債の県営ため池等整備事業債1,000万円及び林業債の林道江竜線改良事業債と林道下曾黒線舗装事業債2,830万円が過疎債でございます。

また、水産業債の海岸保全施設整備事業債、2億8,250万円と、津波・高潮危機管理対策事業債3,500万円は合併特例債で、海野浦漁港樋門整備事業債1,260万円は過疎債でございます。

第6目・土木債、1億4,950万円はすべて過疎債で、町道馬瀬1号線道路整備事業など15事業に充当するものでございます。

39ページをご覧ください。

第7目・消防債、3,660万円は、小型動力ポンプ付き積載車購入事業債490万円と、消火栓新設事業債250万円、消防指令車購入事業債400万円が、過疎債で、避難路誘導灯設置事業債210万円が合併特例債でございます。

また、避難路整備事業債550万円、全国瞬時警報システム整備事業債580万円、防災倉庫整備事業債140万円、防災行政無線整備事業債1,040万円が、緊急防災・減災事業債でございます。

第8目・教育債、2億8,750万円は、社会教育債の社会教育施設整備事業債2億1,990万円及び保健体育債の社会体育施設除却事業債3,840万円と、学校給食センター整備事業債1,800万円が合併特例債で、社会教育施設耐震補強事業債400万円は、緊急防災・減災事業債でございます。

また、学校給食センター給食車整備事業債720万円は、過疎債でございます。

第10目・臨時財政対策債は2億6,200万円で、前年度と比較し6,800万円の減額でございます。

以上が歳入予算でございます。

#### **家崎仁行議長**

財政課長、ここでちょっと止めてください。

---

#### **家崎仁行議長**

しばらくちよっとお待ちください。ここで20分まで休憩します。2時20分まで休憩いたします。

(午後 2時 05分)

---

#### **家崎仁行議長**

会議を再開いたします。

(午後 2時 20分)

---

#### **家崎仁行議長**

上野水道課長より訂正の発言がありましたので、許可いたします。

#### **上野隆志水道課長**

すいません。議案第14号の。

申し訳ございません。議案第14号のご説明の際に、1つ誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

誤りの箇所につきましては、1ページの下から2行目、第1款・資本的支出の既決予定額3億4,786万9,000円のところをですね、3億7,086万9,000円と誤って説明いたしました。どうもお詫びして訂正をよろしくをお願いいたします。どうも失礼いたしました。

#### **家崎仁行議長**

続いて、上野財政課長より訂正の発言がありましたので、許可いたします。

上野財政課長。

### 上野和彦財政課長

議案第15号のですね、先ほどの歳入の説明の中で、数字の言い間違いがございましたので、発言の訂正をお願いいたしたいと思います。

まず38ページをお願いいたします。

津波高潮危機管理対策事業、すいません。

第4目・農林水産業債の3節・水産業債の中のですね、津波高潮危機管理対策事業債です。3,500万円でご説明をしなければならぬところを、350万円ということで、この発言の訂正をお願いいたします。

### 家崎仁行議長

続いて、歳出の内容説明を求めます。

### 上野和彦財政課長

引き続きまして、歳出予算を説明させていただきます。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明をさせていただきます。

それでは、41ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は1億168万円で、1名分の嘱託職員等賃金205万3,000円のほか、議会活動及び議会事務局運営事業7,486万円は、議会の運営等に要する経費でございます。

43ページをお願いいたします。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は5億7,479万7,000円で、主な事業としましては、12名分の嘱託職員等賃金5,531万7,000円のほか、総合住民情報システム運営事業7,382万2,000円は、電算事務委託料やマイナンバー制度の運用経費などでございます。

45ページをお願いいたします。

第2目・文書広報費は6,332万5,000円で、主な事業としましては、一般広報・広聴事業の1,119万8,000円が、広報「きほく」の発行に要する経費、CATV行政放送事業2,338万8,000円が、行政放送番組「ふるさと紀北町」の番組の製作などに要する経費でございます。

次のページの文書取扱事業1,951万5,000円は、文書の処理や複写機等の使用に要する経費でございます。

46ページをお願いいたします。



第3目・財政管理費は460万4,000円で、予算編成や執行管理に要する経費などがございます。

第4目・会計管理費は116万4,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は2億1,319万2,000円で、主な事業としましては、庁舎管理事業3,754万9,000円が、本庁舎や職員用パソコンの維持管理などに要する経費で、町有財産管理事業1,702万4,000円が、旧用務員住宅など老朽施設2棟の除却及び町民センターや地域振興会館などの町有財産の維持管理に要する経費で、公用車管理事業1,941万6,000円が、公用車43台の維持管理などに要する経費でございます。

地区集会所管理事業690万8,000円は、地区集会所の指定管理による維持費を除く管理にかかる経費でございます。新たに各集会所の維持費を支援するための交付金270万円を含んだものでございます。

基金管理事業1億3,118万5,000円は、ふるさと応援基金積立金1億2,000万円のほか地域づくり事業基金や基金運用利息などの積立に要する経費でございます。

47ページをご覧ください。

第6目・企画費は、1億7,202万5,000円で、主な事業としましては、地方バス運行対策事業2,191万2,000円が、尾鷲長島線等の維持及び廃止代替バス河合線や自主運行バスの「いこかバス」などに要する経費でございます。また、この中には、公共交通空白地の解消などを目的とする、自主運行バスの試験運行の費用128万円と、地域の路線バスの利用を促進するための、高校生のバス通学に対する補助金120万円を含んだものでございます。

高度情報化推進事業4,961万2,000円は、施設間ネットワークなどを含む行政内の情報システムの維持管理に要する経費で、ネットワークシステムの更新費用などを含んだものでございます

48ページをご覧ください。

ふるさと寄附金（納税）推進事業6,819万円は、ふるさと寄附金受付事務及び返礼品などに要する経費でございます。

第7目・支所及び出張所費は3,137万6,000円で、主な事業としましては、4名分の嘱託職員等賃金819万6,000円のほか、出張所管理事業416万9,000円が、老朽化した三野瀬支所の除却及び町内5カ所の出張所の管理運営に要する経費で、海山総合支所管理事業1,901万1,000円が、海山総合支所庁舎の維持管理に要する経費でございます。

49ページをご覧ください。

第8目・公平委員会費7万9,000円は、公平委員会の運営に関する経費でございます。

第10目・生活安全推進費840万6,000円は、防犯活動や交通安全対策に要する経費のほか、空家等対策推進事業473万1,000円は、適切に管理されていない空き家等の対応に要する経費でございます。

50ページをご覧ください。

第12目・諸費984万7,000円は、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金などでございます。

第13目・地域振興費500万円は、住宅リフォームを促進し、地域経済の活性化を推進するため、地域活性化推進事業として、事業補助金を新たに計上したものでございます。

51ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は8,075万9,000円で、主な事業としましては、2名分の嘱託職員等賃金402万7,000円のほか、税務一般事務事業の1,561万5,000円でございます。

52ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は431万4,000円で、町税の徴収等に要する経費等でございます。

53ページをお願いいたします。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は6,957万3,000円で、主な事業としましては、3名分の嘱託職員等賃金581万2,000円のほか、戸籍電算管理事業1,252万9,000円などでございます。

55ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は827万4,000円で、選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

第4目・町議会議員選挙費は1,376万9,000円で、任期満了に伴う町議会議員選挙の執行に要する経費でございます。

第9目・知事選挙費は691万8,000円で、任期満了に伴う知事選挙の執行に要する、平成30年度分の経費でございます。

第10目・県議会議員選挙費は191万2,000円で、任期満了に伴う県議会議員選挙の執行に要する、平成30年度分の経費でございます。

58ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は324万円で、住宅・土地統計調査など指定統

計調査に要する受託事業でございます。

59ページをご覧ください。

第6項及び第1目ともに監査委員費は81万4,000円で、監査委員2名分の報酬などがございます。

60ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、7億5,036万9,000円で、主な事業としましては、2名分の嘱託職員等賃金407万8,000円のほか、国民健康保険事業特別会計繰出金1億7,720万8,000円は、職員給与費及び事務費分、保険基盤安定や財政安定化支援分などの国保会計への繰出金でございます。

紀北町社会福祉協議会助成事業7,407万9,000円は、紀北町社会福祉協議会への助成金で、紀北広域連合運営事業4億3,554万3,000円は、紀北広域連合への負担金でございます。

61ページをご覧ください。

第3目・身体障害者福祉費は5億5,760万8,000円で、主な事業としましては、心身障害者医療費助成事業6,737万1,000円が、心身障害者の方への医療費助成に要する経費でございます。

次のページの障害者介護・訓練等給付事業4億2,283万7,000円は、障害を持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費でございます。

第4目・国民年金事務費は1,626万2,000円で、1名分の嘱託職員等賃金200万2,000円のほか国民年金事務などに要する経費でございます。

64ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は5億1,735万8,000円で、主な事業としましては、老人福祉特別対策事業・町単の事業費1,115万4,000円が、長寿祝い金、社会福祉大会などの社会福祉協議会への委託料や、ねたきり老人等福祉保健手当などの経費で、老人福祉施設措置事業3,055万4,000円は、町外の養護老人ホーム入所措置に係る経費、後期高齢者医療特別会計繰出金4億973万1,000円は、療養給付費等の町負担金、職員人件費及び事務費分などの後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。

また、認知症施策推進事業824万5,000円、これは、次のページの地域支援事業、生活支援体制整備事業726万6,000円、地域ケア会議推進事業3万5,000円は、地域支援事業として、平成30年度から新たに取り組む事業でございます。

第2目・養護老人ホーム費は9,764万8,000円で、13名分の嘱託職員等賃金2,580万8,000

円のほか、老人ホーム管理運営事業2,929万9,000円は、養護老人ホーム赤羽寮の運営に要する経費でございます。

67ページをご覧ください。

第3目・介護保険費は、38万7,000円で、介護保険徴収関係の嘱託職員等賃金でございます。

第4目・老人保健費は、1,000円で、事務に係る手数料でございます。

68ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は4,138万9,000円で、主な事業としましては、子育て支援センター設置事業1,701万7,000円が、民間の子育て支援センターへの事業委託、放課後児童クラブ対策事業1,524万1,000円は、放課後の児童対策として、引き続き事業に取り組むほか、新たに重度障がい児の受け入れと利用料の一部減免対象の拡充を含んだものでございます。

第2目・保育所費は4億4,200万9,000円で、主な事業としましては、3名分の嘱託職員等賃金662万6,000円のほか、私立保育所保育対策事業844万4,000円が、私立保育所の保育対策を支援する町単の事業補助金で、児童保育事業4億1,649万円は、保育所児童保育の実施に要する町内の私立保育所7園への事業補助金でございます。

69ページをご覧ください。

第3目・児童措置費は1億6,623万6,000円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は6,164万5,000円で、一人親家庭等医療費助成事業が1,388万3,000円、子ども医療費助成事業4,776万2,000円は、中学校卒業までの子どもの通院及び18歳到達後の年度末までの子どもの入院医療費の無料化に加え、新たに窓口無料化の実施に対応するための電算システム改修に要する経費などでございます。

第5目・へき地保育所費は9万円で、赤羽保育所の管理に要する経費でございます。

70ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに災害救助費58万6,000円は、災害援護資金償還に要する事務費などでございます。

71ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億6,446万2,000円で、主な事業としましては、3名分の嘱託職員等賃金564万8,000円のほか、地域保健共通

事業4,856万1,000円は、地域保健全般に係る経費で、救急医療体制事業負担金などがございます。

72ページをご覧ください。

第2目・予防費は7,441万2,000円で、主な事業としましては、予防接種事業3,394万6,000円が、任意予防接種の接種費用の一部助成を含む予防接種に要する経費で、ガン検診事業2,178万1,000円が、各種がん検診などに要する経費でございます。

第3目・環境衛生費は6,412万8,000円で、主な事業としましては、73ページの火葬場及び霊柩車管理運営事業4,129万円が、浄聖苑の管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金などで、浄化槽設置整備事業1,581万5,000円は、合併浄化槽設置整備事業費補助金などがございます。

第4目・環境保全費は219万8,000円で、環境美化の推進に要する経費で、注意喚起や啓発用の看板の設置費などを含むものでございます。

75ページをお願いいたします。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億7,427万8,000円で、1名分の嘱託職員等賃金205万3,000円などがございます。

第2目・塵芥処理費は5億4,980万7,000円で、主な事業としましては、リサイクルセンター管理運営事業3億9,920万1,000円が、紀伊長島及び海山リサイクルセンターの施設管理費で、ごみ収集処理事業6,457万8,000円が、町内のごみ収集に要する経費、資源ごみリサイクル促進事業3,978万4,000円が、各地区の資源ごみステーションからの資源ごみの回収及び処理などに要する経費でございます。

76ページをご覧ください。

不燃物処理施設管理事業2,017万8,000円は、不燃物処理場の維持管理に要する経費、廃棄物適正処理推進事業2,278万5,000円は、廃棄物の適正処理の啓発や不法投棄対策などのほか、不燃物処理場の機能回復に要する経費でございます。

第3目・し尿処理費は6億652万2,000円で、し尿処理事業5,702万2,000円は、クリーンセンターの管理運営に要する経費でございます。

77ページをご覧ください。

し尿適正処理推進事業5億4,950万円は、クリーンセンターの長寿命化と交流人口の増など、現状に対応した処理能力の確保を図るための改修費でございます。

78ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は7,116万9,000円で、繰出基準などに基づく水道事業会計への繰出金でございます。

79ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は813万4,000円で、農業委員会の運営等に要する経費でございます。

第2目・農業総務費は4,804万7,000円で、主な事業としましては、次のページをご覧ください。1名分の嘱託職員等賃金212万2,000円のほか、農業用施設管理事業1,102万4,000円が、県営ため池整備等整備事業負担金1,000万円を含む、農業用施設の維持管理経費でございます。

81ページをご覧ください。

第5目・農地費は6,662万3,000円で、主な事業としましては、海岸環境整備事業1,932万6,000円が、農地関係の海水浴場3箇所の維持管理に要する経費で、土地改良施設維持管理適正化事業1,015万円は、山本排水機場除塵機修繕など排水機場の整備などに要する経費でございます。

有害鳥獣対策事業860万円は、集落支援員制度を活用した農村見守り支援員を2名に増員するなど、獣害防止対策に要する経費で、有害鳥獣駆除事業929万6,000円は、有害鳥獣捕獲促進に要する経費などでございます。

83ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は4,217万6,000円で、1名の嘱託職員等賃金200万2,000円のほか、林業の総合的な企画、運営に要する経費でございます。

第2目・林業振興費は1,920万7,000円で、主な事業としましては、84ページのみえ森と緑の県民税市町交付金事業970万円、河川周辺の立枯木整備や人家裏の危険木の伐採への事業補助金などでございます。

第3目・林業施設費5,992万6,000円は、林道・治山関係事業2,228万3,000円が、林道下曾黒線の舗装工士のほか町管理の林道等の維持管理に要する経費で、林道改良事業3,764万3,000円が、継続事業である林道江竜線の江竜橋架け替え工事に要する経費でございます。

第4目・町有林造成費は8,200万1,000円で、町有林の保育、管理等を実施する経費などでございます。

85ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は1,448万5,000円で、分収造林の受託事業でございます。

86ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,085万6,000円で、水産業の総合的な企画運営に要する経費で、関係団体等への負担金などでございます。

87ページをご覧ください。

第2目・水産業振興費は2,683万3,000円で、主な事業としましては、漁業振興対策事業1,008万3,000円が、漁業近代化利子補給金補助金や漁業協同組合への施設修繕補助金などでございます。藻場再生事業235万9,000円は、新たにふるさと応援基金を活用した職員提案により実施する事業として計上したものでございます。

第3目・漁港管理費は4億8,971万5,000円で、漁港管理事業5,590万3,000円が、海野地区の宮前川樋門整備の設計委託料や、白浦漁港の陸閘の動力化の改良工事など、漁港の維持管理に要する経費で、海岸保全施設整備事業4億3,381万2,000円が、三浦漁港及び矢口漁港の海岸施設の堤防等改修にかかる継続事業でございます。

88ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は6,598万3,000円で、主な事業としましては、3名分の嘱託職員等賃金615万1,000円のほか、継続事業の地方創生推進交付金事業、商工分1,210万円などでございます。

89ページをご覧ください。

第2目・商工業振興費は4,592万3,000円で、主な事業としましては、中小企業指導育成事業1,162万円が、みえ熊野古道商工会に対する補助金でございます。

そのほか、ふれあい広場マンドロ管理事業624万3,000円、道の駅マンボウ管理事業681万2,000円、道の駅海山管理事業830万5,000円、地域振興施設運営管理事業579万5,000円は、それぞれの施設の管理運営に要する経費でございます。

第3目・観光費は1億4,552万6,000円で、主な事業としましては、観光活性化対策事業2,665万4,000円が、紀北町観光協会など観光関係団体や各種イベントへの補助金などで、温泉施設管理運営事業2,813万8,000円が、古里温泉の管理運営に要する経費でございます。

次の90ページの、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業4,749万3,000円は、キャンプinn海山の管理運営に要する経費で、観光振興事業2,362万4,000円は、昨年度までの高速道路延伸関連事業の名称を改めたもので、ラジオなどのPR番組の制作委託や紀北町観光協会への事業補助金などに要する経費でございます。

91ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1億67万3,000円で、1名分の嘱託職員等賃金202万7,000円のほか、土木事業推進及び管理関係事業、地籍調査事業などに要する経費でございます。

93ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は727万6,000円で、職員人件費などでございます。

第2目・道路橋りょう維持費は1億1,219万2,000円で、3名分の嘱託職員等賃金858万1,000円のほか、町道道路維持補修事業3,320万8,000円が、町道の維持補修に要する経費、交通安全対策事業1,640万3,000円が、町道の交通安全に係る経費、橋りょう維持補修事業5,400万円が、橋りょう長寿命化修繕計画の策定及び修繕、修繕工事に要する経費でございます。

94ページの第3目・道路橋りょう新設改良費は1億6,739万円で、町道道路改良事業の町単分1億2,030万円は、町単独の道路改良11事業に要する経費で、下排水路整備事業969万円は、下排水路の整備改修に要する経費、町道道路改良事業の舗装3,740万円は、町道の舗装4事業に要する経費でございます。

95ページをお願いします。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は822万円で、河川・海岸の環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は1,300万円で、河川改修及び維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は1,690万円で、急傾斜地崩壊対策事業の県営事業負担金でございます。

96ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,361万7,000円で、主な事業としましては、港湾環境清掃業務委託事業455万円、江ノ浦橋管理委託事業823万5,000円などでございます。

第2目・港湾施設費の700万円は、平成25年度から事業を実施しています江ノ浦大橋耐震化事業の負担金でございます。

97ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は1,724万5,000円で、都市計画の事務処理や計画改定などに要する経費でございます。

第2目・公園費は106万7,000円で、都市公園の管理に係る経費でございます。

98ページをご覧ください。



第4目・高速道路関連費は、一般負担金の14万円でございます。

99ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は3,438万5,000円で、町営住宅管理事業2,057万5,000円のほか、木造住宅耐震診断、耐震補強事業などに係る経費でございます。

100ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目が常備消防費は4億7,186万9,000円で、三重紀北消防組合負担金などがございます。

第2目・非常備消防費は3,978万4,000円で、主な事業としましては、消防団出動事業900万円が、消防団員の出動・訓練などの報酬で、消防団員活動事業2,690万3,000円は、消防団員の年報酬、報償費、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は1,971万円で、主な事業としましては、101ページの消防施設・機械器具整備事業1,318万6,000円が、消防団の小型動力ポンプ付積載車の購入に要する経費でございます。

第4目・水防費は965万4,000円で、河川海岸水防対策事業に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は7,936万4,000円で、主な事業としましては、災害対策事業2,346万2,000円が、非常用備蓄品の購入や防災対策機器、施設の維持管理など災害対策に要する経費で、防災行政無線管理事業3,341万1,000円は、同報系防災行政無線のデジタル化に向け、基本設計等の業務委託や防災アプリシステムの導入経費などを含む、防災行政無線及びJ-アラートの整備と維持管理に要する経費でございます。

102ページをご覧ください。

地震・津波災害避難路等整備事業1,174万7,000円は、地震・津波避難路、避難誘導灯などの整備と維持管理に要する経費でございます。

103ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は62万円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・事務局費は8,568万9,000円で、主な事業としましては、4名分の嘱託職員等賃金963万9,000円のほか、児童生徒スクールバス運行事業1,071万6,000円などがございます。

104ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は1,028万7,000円で、主な事業としましては、きほく子育て応援事業621万8,000円が、子育て支援のための小学校入学時の入学用品の支給及び、多子世帯へ

の幼稚園、小・中学校の給食費の支援に要する経費でございます。

第4目・奨学費は1,144万7,000円で、奨学金の貸与に要する経費でございます。

105ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1億4,866万4,000円で、主な事業としまして、10名分の嘱託職員等賃金1,971万4,000円のほか、小学校管理運営事業4,621万円は、小学校10校分の維持管理に要する経費で、特別支援学級児童介助教員設置事業3,478万9,000円は、介助員及び介助教員15名の配置に要する経費、小学校校舎等施設営繕事業1,883万4,000円は、主に小学校校舎の修繕、改修などに要する経費でございます。

また、ALT事業1,681万9,000円は、これまでの2名体制から、新たにALTを2名増員し4名体制とするための経費で、講師設置事業246万9,000円は、引本小学校への講師1名設置の経費でございます。

106ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,668万4,000円で、主な事業としましては、小学校教育活動振興助成事業1,288万7,000円が、小学校の教育振興にかかる費用などに要する経費でございます。

また、この小学校教育活動振興助成事業に講師派遣の旅費や補助金など19万7,000円、小学校教材備品購入事業297万8,000円のうち、英語教育用機材などの購入費として187万8,000円、先ほど説明しましたALTの2名の増員分690万8,000円の合計898万8,000円を、小学校における英語教科化への対応など英語学習を推進するための経費として計上しています。

107ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は5,579万2,000円で、主な事業としましては、4名分の嘱託職員等賃金806万5,000円のほか、中学校管理運営事業2,953万2,000円は、中学校4校分の維持管理に要する経費で、特別支援学級生徒介助教員設置事業707万6,000円は、介助員及び介助教員3名の配置に要する経費でございます。

108ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,117万3,000円で、主な事業としましては、中学校教育活動振興助成事業が1,315万8,000円で、中学校4校の教育振興にかかる経費などでございます。

109ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は5,925万6,000円で、4名分の嘱託職員等賃金879万

6,000円のほか、幼稚園管理運営事業1,189万1,000円は、幼稚園2園の管理運営に要する経費でございます。

111ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は3億5,081万1,000円で、主な事業としましては、16名分の嘱託職員等賃金3,282万1,000円のほか、社会教育施設整備事業2億3,960万8,000円が、多目的会館に代わる社会教育施設の整備に要する経費で、集会施設等管理運営事業1,142万1,000円は、若者センター、多目的会館、木工陶芸工房など管理運営に要する経費でございます。

112ページをご覧ください。

第2目・公民館費は4,143万円で、公民館12館の管理運営に要する経費でございます。

113ページをご覧ください。

第3目・郷土資料館費は460万6,000円で、旧郷土資料館の除却及び郷土資料館2館の管理運営に要する経費でございます。

114ページをご覧ください。

第4目・文化財調査費は809万8,000円で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業の600万円のほか、熊野古道の保全などに要する経費などがございます。

115ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は1,273万9,000円で、スポーツの振興と交流の推進に要する経費でございます。主な事業としましては、スポーツ交流推進事業424万6,000円のほか、平成33年の三重とこわか国体に向けた国民体育大会推進事業293万4,000円などがございます。

第2目・給食施設費は1億5,555万4,000円で、学校給食センター管理運営事業5,570万9,000円は、海山地区の学校給食に要する経費で、給食施設管理運営事業4,950万1,000円は、紀伊長島地区の学校給食に要する経費でございます。次のページの紀伊長島地区学校給食センター整備事業2,437万9,000円は、新たに紀伊長島地区の給食センター建設のため、設計業務や用地取得に要する経費でございます。

117ページをご覧ください。

第3目・体育施設費は1億1,518万1,000円で、主な事業としましては、体育館管理事業4,369万3,000円で、旧紀伊長島体育館の除却の費用及び海山体育館、志子体育館の管理運営に要する経費で、健康増進施設管理事業5,805万7,000円は、紀北健康センターの指定管

理料のほか施設の維持管理に必要な経費でございます。

119ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は12億2,731万1,000円で長期債の償還元金でございます。

第2目・利子は7,597万6,000円で、長期債の償還利子及び一時借入金利子でございます。

120ページをご覧ください。

第14款、第1項、第1目ともに予備費は1,000万円でございます。

121ページから125ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

126ページと127ページは、地方債現在高の見込みに関する調書でございますが、127ページをご覧ください。

地方債残高の合計は、前々年度末現在高の平成28年度末では118億2,877万円で、前年度末現在高の平成29年度末では、119億8,172万8,000円となる見込みでございます。これに当該年度の平成30年度中の増減見込みとしまして、起債借入見込額の17億2,400万円を加え、元金の償還見込額の12億2,731万1,000円を差し引きますと、平成30年度末現在高は124億7,841万7,000円となる見込みでございます。

次に128ページ以降は、給与費明細書でございます。まず、1の特別職の本年度分でございますが、町長ほか三役の人件費については、年間所要額は、合計3,523万1,000円でございます。

議員については、16名分の報酬などで、年間所要額は、合計6,753万2,000円でございます。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員や消防団員など1,040人分の報酬で、所要額は、4,518万9,000円でございます。

129ページをご覧ください。

一般職の職員数は、前年度より1人増の175人で、再任用短時間勤務職員が2人増の3人でございます。

給料は6億5,365万9,000円、職員手当3億6,550万5,000円、共済費は2億610万7,000円で、合計12億2,527万1,000円でございます。

前年度と比較し、給料で735万3,000円、職員手当で194万2,000円、共済費で758万3,000円、合計1,687万8,000円の増額となりますが、その主な要因としましては、職員の昇給、昇格や平成29年度の勤勉手当の支給率引き上げなど給与改定の影響による増のほか、共済

費は共済年金の追加費用の負担増などによるものでございます。

131ページのアの職員1人当り給与から、135ページのケのその他の手当までは、給料及び職員手当の状況を示したものでございます。

以上で、平成30年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

---

### **家崎仁行議長**

ここで暫時休憩とします。3時15分まで休憩します。

(午後 3時 00分)

---

### **家崎仁行議長**

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午後 3時 15分)

---

## **日程第19・20**

### **家崎仁行議長**

次に、議案第16号、議案第17号の2件についての内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

### **上ノ坊健二住民課長**

それでは、議案第16号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億1,297万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

平成30年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億1,297万1,000円で、前年度当初予算に比べ、それぞれ7億5,722万2,000円減額の予算を計上させていただきました。

今回の当初予算額が、前年度に比べ大幅に減額となった理由としましては、これまで各市町それぞれで運営してきた国民健康保険事業が、スケールメリットを発揮し、持続可能な制度を目指すことを目的として、平成30年4月1日から県に設置される特別会計で一元的に財政運営されることを受けての予算編成となったからであります。

国保財政の流れとしましては、県は、県内市町が医療費等を給付するために必要とされる費用を納付金として徴収します。

そして、これに国や県からの交付金等を加えたものを特別会計として設置・管理し、市町が医療費等を支払う時に合わせて、交付金等を配分します。

市町は、県へ支払う納付金の他に、市町独自の保健サービスや別途交付されている国・県補助金などを勘案して保険料を決定し、賦課・徴収を行うこととなります。

なお、被保険者の方の保険証の発行や資格管理等の窓口事務や、健康づくり事業等につきましては、これまで同様、引き続き市町で行うことで変わりございません。

また、医療給付費の支払いにつきましても、これまでどおり市町から国保連合会を通じて各医療機関に行われます。

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料3億2,695万4,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料684万6,000円をそれぞれ計上しております。料率につきましては、平成29年度と変わりなく据え置いております。

8ページをご覧ください。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第1目・総務手数料1,000円は、保険料納付証明などの手数料で、第2目・督促手数料2万円は、保険料督促にかかる手数料でございます。

第3款・県支出金、第3項・県負担金補助金、第1目の保険給付費等交付金につきましては、今回の制度改正により新たに設置された科目でございます。

普通交付金は、18億2,230万8,000円を計上しておりますが、これは国保の財政運営を行う上での基礎的な交付となりますが、町が行う保険給付に応じ、同額を県が交付するものでございます。

特別交付金は、6,852万5,000円計上しておりますが、これは特殊事情による財政難の不均衡を調整する等を目的に交付するものでございます。

内訳としましては、努力支援の888万5,000円は、平成30年度から保険者努力支援制度が創設されることになりましたが、それに基づきまして、ジェネリック医薬品の推進や生活習慣病の予防に取り組む等して、医療費を抑制する自治体に対し交付されるものでございます。

地域特別調整交付金の1,000円は、国保の経営改善につながるようなシステム改修や計画策定等、特別な取り組みに対し交付されるものでございます。

県繰入金5,244万3,000円は、保険者の責めによらない医療費の増や災害等、地域の実情に応じて交付されるものでございます。

特定健康診査等負担金719万6,000円は、特定健康診査に係る補助基準額の3分の2の率による負担金を計上しております。

なお、9ページになりますが、これまで県負担金として予算計上しておりました、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、県補助金として予算計上しておりました県財政調整交付金は、今回の制度改正によりまして、廃目としております。

第4款・財産収入・第1項・財産運用収入・第2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

10ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては、1億7,720万8,000円でございますが、一般会計から国保会計への繰入金でございます。これは、保険基盤安定繰入金で保険料軽減分に係るものや、職員給与費分などの交付税措置のある法定分の繰入でございます。

11ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金につきましては、財政調整のために、基金を取り崩して歳入に充てるものでございますが、1,000円を計上しております。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円でございますが、平成29年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

第7款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金1,000円につきましては、一般被保険者等延滞金でございます。

12ページをご覧ください。

第7款・諸収入、第4項・雑入、第3目・一般被保険者第三者納付金100万円と、第4目・退職被保険者等第三者納付金10万円は、それぞれ交通事故による損害賠償金でございます。

第5目・一般被保険者返納金と、第6目・退職被保険者等返納金につきましては、診療報酬返納金として、それぞれ1,000円を計上してございます。

第7目・雑入の4,000円でございますが、平成30年度限りの措置としまして、療養給付費等負担金等の過年度精算金を計上してございます。

なお、13ページから14ページになりますが、これまで国庫支出金の国庫負担金として予算計上しておりました、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、国庫補助金として予算計上しておりました財政調整交付金、国保制度関係業務準備事業費補助金、款、項、目ともに療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金として予算計上しておりました、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金は、今回の制度改正によりまして、廃目としております。

次に歳出をご説明させていただきます。

15ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、3,454万2,000円でございますが、職員人件費として4名分の給料等2,602万9,000円、嘱託職員等賃金は嘱託職員1名分の賃金198万5,000円、一般事務事業は652万8,000円でございますが、



被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算事務手数料などでございます。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金103万円でございますが、国保連合会審査事務処理にかかる一般負担金や保健事業に係る負担金などでございます。

17ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業498万9,000円でございますが、保険料を徴収する相談員の賃金、保険料決定通知書の郵送料、口座振替手数料などでございます。

18ページをご覧ください。

第1款・総務費、第3項、第1目ともに運営協議会費につきましては、22万5,000円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業の3回分の委員報酬でございます。

19ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、交通事故に係る第三者行為分100万円を含む15億3,533万円でございます。

第2目の退職被保険者等療養給付費につきましても、第三者行為分10万円を含む1,131万4,000円でございます。

第3目の一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者の療養費としまして1,150万9,000円、第4目の退職被保険者等療養費につきましても、退職被保険者等の療養費4万円でございます。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料573万9,000円でございますが、国保連合会への診療報酬審査手数料などでございます。

20ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目の一般被保険者高額療養費2億6,213万5,000円、第2目の退職被保険者等高額療養費255万円につきましては、医療費が高額になった場合に一部負担給付をするものでございます。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費として50万円、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費3万円でございますが、医療保険分と介護保険分に係る自己負担額を合算しまして、決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するものでございます。

21ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金840万円は、20件分を見込んだものでございます。

第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金を医療機関に、三重県国民健康保険団体連合会を通して直接払いをするための経費5,000円でございます。

22ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費250万円は、50件分を見込んだものでございます。

23ページをご覧ください。

第3款、国民健康保険事業費納付金でございますが、今回の制度改正により新たに設置された科目で、町が支払う保険給付費に対して、県が町に交付金として支払う為の財源として徴収するものでございます。算定方法としましては、県が県全体の保険給付費の見込みをたて、必要額を市町ごとに所得水準や、医療費水準を考慮して決定するもので、市町が県に納付金として納めるものでございます。

その内訳としましては、23ページの第1項・医療給付費分、第1目の一般被保険者医療給付費分として3億2,712万7,000円、第2目の退職被保険者等医療給付費分として197万7,000円、24ページの第2項・後期高齢者支援金等分、第1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分として1億1,654万9,000円、第2目の退職被保険者等後期高齢者支援金等分として91万9,000円、25ページの第3項、第1目ともに介護納付金分として4,469万5,000円でございます。

26ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに共同事業拠出金、第3目・その他共同事業事務費拠出金1,000円は、三重県国民健康保険団体連合会に対して退職被保険者の資格の割り出しを行うための経費を拠出するものでございます。

なお、これまで共同事業拠出金として予算計上しておりました、高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金は、今回の制度改正によりまして、廃目としております。

27ページをご覧ください。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業費2,119万9,000円につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための健診等に係る電算事務委託料、健診委託料などの経費でございます。

28ページをご覧ください。

第5款、第2項ともに保健事業費、第1目の保健衛生普及費772万2,000円につきましては、国民健康保険保健事業としまして、医療費通知に係る経費や、脳ドック検診などにかかる経費を計上しております。

29ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の積立利息でございます。

30ページをご覧ください。

第7款、第1項ともに公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

31ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の150万円、第2目・退職被保険者等保険料還付金20万円は、いずれも保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

32ページをご覧ください。

第9款、第1項、第1目ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円でございます。

なお、33ページから34ページになりますが、これまで予算計上しておりました、後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金、前期高齢者納付金、前期高齢者関係事務費拠出金、老人保健医療費拠出金、老人保健事務費拠出金、介護納付金につきましては、今回の制度改正によりまして、廃目としております。

以上で、議案第16号 平成30年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **上ノ坊健二住民課長**

続きまして、議案第17号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、5億7,792万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料1億836万9,000円と、第2目の普通徴収保険料5,882万4,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料は、保険料督促に係る手数料1,000円でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては、3億1,562万9,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。

第2目・保険基盤安定繰入金9,410万2,000円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては、1,000円計上しております。

第6款・諸収入、第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金100万円につきま

しては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に、過誤が生じた際の還付金でございます。

なお、還付加算金は廃目としております。

次に、歳出につきまして、8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費1,143万7,000円につきましては、職員人件費として職員1名分979万2,000円、一般事務事業では、後期高齢者医療標準システムの更新に係る経費として150万6,000円、関係法規の追録代等13万9,000円の、合わせて164万5,000円でございます。

9ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項、第1目ともに徴収費60万5,000円につきましては、保険料徴収事業として、普通徴収に係る保険料を徴収するための経費でございます。

10ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金5億6,488万4,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を見込んだものでございます。

11ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金100万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として歳入と同額を計上しております。

以上で、議案第17号 平成30年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

---

## 日程第21

### 家崎仁行議長

次に、議案第18号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

### 中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第18号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

平成30年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,108万1,000円と定める。

第2項・歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、3,600万円と定める。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は650万1,000円であります。短期入所生活介護費収入でありまして、保険者収入494万6,000円と利用者収入155万5,000円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、1億4,525万8,000円で、保険者収入1億2,324万6,000円と、利用者収入2,201万2,000円であります。

第2款・県支出金、第1項・県補助金、第2目・老人福祉費補助金797万5,000円は、三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金で、プライベート化の施設改修に充当する補助金であります。

8ページをご覧ください。

第4款・寄附金、第1項・寄附金、第1目・老人ホーム寄附金は、1,000円を計上するも

のであります。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、2,955万5,000円であります。

9ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、歳計剰余金の1,000円を計上するものであります。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入は、要介護認定調査受託事業収入として1,000円を計上するものであります。

第2項・雑入、第1目・雑入は30万9,000円であります。嘱託職員等雇用保険料等であります。

10ページをお願いいたします。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は、148万円でありまして、広域連合からの低所得者の利用者軽減措置負担に係る補助金収入であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、1億8,707万1,000円あります。

内容につきましては、職員人件費が正職員12名分で、7,616万1,000円、嘱託職員等賃金は、24名分で6,181万8,000円あります。

次に、老人ホーム管理運営事業は4,886万8,000円でありまして、嘱託医報酬、賄材料費等に加え、本年度は、施設のプライバシー環境の生活空間で自分らしくプライバシーを確保した暮らしが出来るようにプライベート化等の施設改修するための工事請負費908万5,000円を計上しております。

また、利用者育成事業は、夏祭り、クリスマス会等の執行経費22万4,000円あります。

続きまして、14ページをご覧ください。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は、396万6,000円で、短期入所生活介護にかかる経費であります。

続きまして、15ページをご覧ください。

第4款・第1項ともに公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円あります。

以上で、議案第18号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程第22

### 家崎仁行議長

次に、議案第19号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

### 上野隆志水道課長

議案第19号 平成30年度紀北町水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数	8,790戸
第2号 年間総給水量	235万6,440m <sup>3</sup>
第3号 一日平均給水量	6,456m <sup>3</sup>
第4号 主な建設改良事業	
馬瀬地区配水管布設替工事	4,650万円
上里地区配水管布設替工事(第4工区)	2,950万円
江の浦大橋耐震補強工事2に伴う支障移転工事	4,003万円
三浦地区配水管布設替工事(第7工区)	1,500万円
便ノ山浄水場監視制御設備更新事業	2,802万8,000円
沖見低区配水池緊急遮断弁設置事業	4,001万6,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。



収入	第1款・水道事業収益	4億1,919万2,000円
	第1項・営業収益	3億3,759万4,000円
	第2項・営業外収益	8,159万8,000円
支出	第1款・水道事業費用	3億9,380万4,000円
	第1項・営業費用	3億6,211万2,000円
	第2項・営業外費用	3,159万7,000円
	第3項・特別損失	9万5,000円

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,958万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,208万2,000円、過年度分損益勘定留保資金894万円、当年度分損益勘定留保資金9,855万9,000円で補てんするものとする）。

収入	第1款・資本的収入	2億6,157万8,000円
	第1項・負担金	250万円
	第2項・補助金	7,767万8,000円
	第3項・企業債	1億8,140万円
支出	第1款・資本的支出	3億8,115万9,000円
	第1項・建設改良費	2億5,154万8,000円
	第2項・企業債償還金	1億2,961万1,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 上水道建設改良資金にあてるため

限度額 1億8,140万円

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定める。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,809万3,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,116万9,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、617万6,000円と定める。

平成30年3月1日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、予算実施計画説明書により、説明させていただきます。

予算書の27ページをお願いいたします。

平成30年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益は、4億1,919万2,000円で、前年度予算額に対しまして、49万4,000円の増額となっております。

第1項・営業収益は3億3,759万4,000円。

第1目・給水収益 3億3,418万1,000円は、上水道料金の収入でございます。

第2目・その他営業収益は、341万3,000円で、主なものといたしましては、材料売却収益 97万7,000円は、給水装置工事用材料売却収益等でございます。

雑収益 231万1,000円は、上水道加入分担金でございます。

28ページをお願いいたします。

第2項・営業外収益 8,159万8,000円、第1目・受取利息及び配当金2,000円、第2目・補助金799万1,000円は、企業債償還利子にかかる一般会計からの補助金でございます。

第3目・長期前受金戻入7,340万4,000円、第4目・雑収益は20万1,000円で、主なものと

しましては、土地貸付料20万円等でございます。

29ページをお願いいたします。

次に収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用は、3億9,380万4,000円で、前年度予定額に対しまして、909万7,000円の減額となっております。

第1項・営業費用3億6,211万2,000円、第1目・原水及び浄水費4,801万4,000円は、原水及び浄水設備の維持管理にかかる費用でございます。

第2目・配水及び給水費1,576万3,000円は、配水池及び給配水管の維持管理に要する費用等でございます。

30ページをお願いいたします。

第3目・総係費9,928万5,000円は、水道料金の調定、収納事務ほか人件費等を含めた事業活動全般に要する経費を計上しております。

32ページをお願いいたします。

第4目・減価償却費は、1億9,378万4,000円でございます。

第5目・資産減耗費451万2,000円は、布設替えや施設の更新等による固定資産の除却によるものでございます。

第6目・その他営業費用75万4,000円は、材料売却原価等でございます。

33ページをお願いいたします。

第2項・営業外費用3,159万7,000円、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費2,431万2,000円は、企業債利子の償還金2,430万2,000円等でございます。

第2目・消費税及び地方消費税は、728万4,000円でございます。

第3目・雑支出は、1,000円を予算措置しております。

第3項・特別損失、第1目・過年度損益修正損9万5,000円は、過年度の水道料金の還付等にかかるものでございます。

34ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入2億6,157万8,000円で、前年度予定額に対しまして、6,928万5,000円の増額でございます。

第1項・負担金、第1目・負担金250万円は、消火栓設置工事負担金5基分の消火栓の設置を見込んでおります。

第2項・補助金、第1目・補助金は、7,767万8,000円で、内訳といたしましては、一般会計補助金6,317万8,000円は、企業債償還元金の補助金及び建設改良事業の補助金となっ

ております。

県補助金1,450万円は、建設改良事業の補助金でございます。

第3項・企業債、第1目・企業債1億8,140万円は、建設改良工事にかかる上水道事業債の借り入れでございます。

35ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、第1款・資本的支出3億8,115万9,000円で、前年度予定額に対しまして、5,465万5,000円の増額でございます。

第1項・建設改良費2億5,154万8,000円、第1目・上水道改良費は、1億6,389万8,000円で、主なものといたしましては、工事請負費の1億5,453万円は支障移転工事や配水管布設替工事等によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

第2目・固定資産購入費は8,765万円で、主なものといたしましては、機械及び装置購入費8,715万円で緊急遮断弁設置事業や浄水場の監視制御設備更新事業等によるものでございます。

第2項・企業債償還金、第1目・企業債償還金は、1億2,961万1,000円で、企業債元金の償還にかかるものでございます。

以上で、議案第19号 平成30年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

### **家崎仁行議長**

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、3月2日の本会議で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### **家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月2日金曜日の本会議で行うことに決定しました。

**家崎仁行議長**

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、一般質問通告書の締切は、明日、2日の午後1時までであります。締め切り時間については十分に注意していただき、できるだけ早めに、ご提出して下さるようお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。

(午後 3時 59分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 30年 6 月 5 日

紀北町議会議長            家崎仁行

紀北町議会議員            奥村武生

紀北町議会議員            東 清剛